

# 刑政

刑務協會發行  
財團法人

明治二十七年二月二十六日（第三種郵便物認可）

秩父宮殿下の集鴨刑務所御台臨



向左より佐藤所長 泉二郎行刑局長 小川法相 秩父宮殿下  
 前田事務官 山邊當別 渡邊御掛 三宅秘書官  
 御休憩室



富豪の息子が「懺悔録」の出版  
 涙に綴る生きた懺悔録

前司法大臣  
 輔成會々長  
 法學博士

鈴木喜三郎閣下 序 金澤松葉著

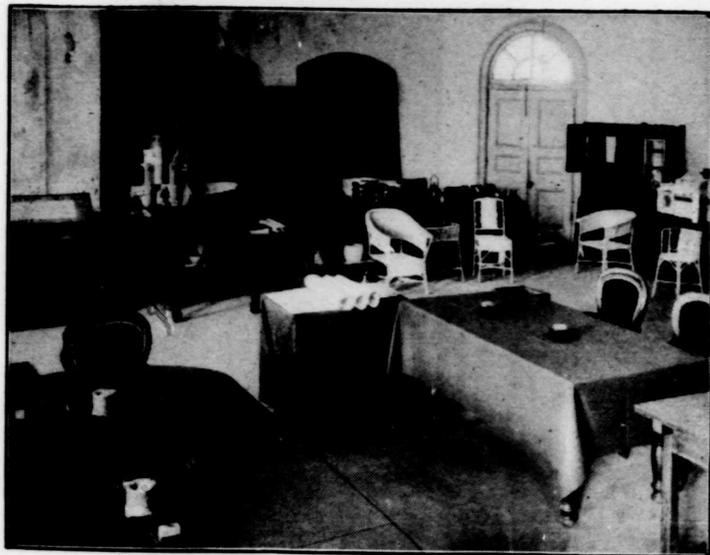
一免囚の私記

四六判 貳百頁  
 上製箱入布裝  
 定價 壹圓五拾錢  
 送料金 拾八錢

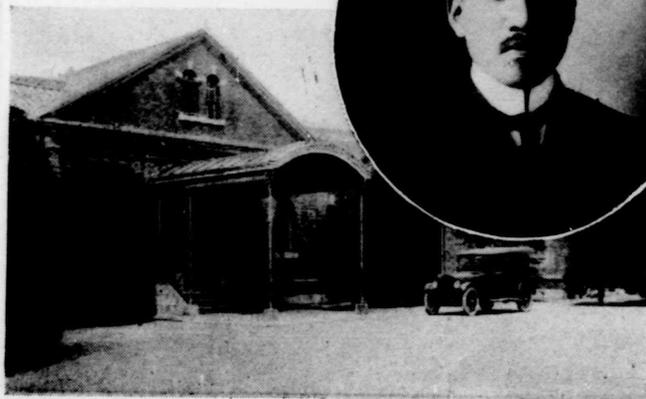
著者は八年の懊惱煩悶を教誨の力と佛陀の信仰に依つて  
 驟然悔悟し今や社會の一員として甦生の途を辿りつゝあ  
 る人なり。

富豪の子と生れながら、不圖した動機から恐るべき強盜詐欺を  
 働いて獄に投ぜられ、長期の鐵窓生活に驟然悔悟して正しい甦  
 生の途に入つた著者の偽らざる懺悔録である。今新生を辿るに  
 方り只自らを戒むるの鞭とせむために此書を公にしましたと著  
 者は云つてゐるが社會も亦此書に依つて何物かを教へられるに  
 違ひない。

發兌 東振 京東 日替 暮京 里四 谷參 中八 本八 八番 新 社 作



と所務刑鳴巢るたし浴に榮光の迎奉  
長 所 藤 佐



刑 政 第 參 拾 八 卷 第 五 號 目 次

刑政はいよく輝く…………… 卷 頭 言  
秩父宮殿下を奉迎して…………… 佐藤 乙二(四)

論 說

改善の實證は假釋放の絶対條件たるべきか…………… 井上 忻治(二)  
行刑作業と民業との關係を論ず…………… 前田 靜雄(六)

資 料

不良少年の行動…………… 警視廳警部 後藤 四方 吉(六)  
刑政と生活問題…………… 橋田 丑吾(三)  
自由刑の醫學的の一考察…………… 司法省囑託 向井 淺三 郎(三六)  
エルマイラ・システムに就いて(エフ・エツチ・ワイズ氏原著)法學士・文學士 安 齋 生 保(四四)  
プロベーション(監察制度)の發達…………… K・N 生 譯(五)

寄 書

普選法と刑餘者…………… 保健技手 江 新 海 南 生(六)  
扁桃腺肥大と作業能率に就いて…………… 看守長 中 島 卯 太 義(六)  
行刑の目的對象と其障礙…………… 江 村 太 郎(六)  
見學感想…………… 江 村 太 郎(七五)

統 計

叙 任

法 令

東 西 南 北

會 報

家 庭 欄

## 刑政はいよく輝く

刑政史を編く人が一八〇〇年前後のドイツ歴史の頁を開くとき、彼は必ずその頃のドイツに於ける刑政の輝きに羨望するであらう。なぜならば時のプロシヤ帝王フリードリッヒ二世陛下は自ら司法大臣クラインをおし刑政の改革に當らしめられた爲めプロシヤの刑政は此の時より輝き初めたからである。

殊に一八四〇年前後に於ける刑政改良家 エリザベス・フライ女史の活動記を讀む者は彼女が如何に各國の王家貴顯から援助を興へられたかを知ると共に、にそは獨り彼女の一生に光彩を添えたるに止まらず實に刑政史上に特筆すべき事實なりしを知るであらう。就中彼女がオランダやプロシヤ國王陛下に拜謁を賜はりしとき、彼女が行刑の發達が如何に王道の完成に必要なやを説き參らせたる事實の如き、我等刑務官には洵に嬉しき道破であつた。

實に刑罰は兩刃の秋水である。その一刃他人に觸るゝとき他の一刃は己が手に觸れねばならぬ。一刃觸れて他の一刃が己れを傷つゝるとき我等はその秋水を用ゐることを欲しな

い。之と同じ理由にて刑罰を以て罰すること多ければ國家はそれ丈けの傷手を負ふものであるが、刑罰にして如斯秋水であるならば行刑も亦王道と關聯するところなしとしない。此の意味に於て我等も亦雲上の光芒を望み參らする洵に久しきものがあつた。

時恰も大正十四年三月二十日畏多くも 秩父宮殿下には行刑の實情を御視察あらせらるゝの目的を以て巢鴨刑務所に御徹行あらせられた。雲上の光芒を望みまゐらする久しと雖今日只今此の光榮に浴せんとは洵に青天の霹靂であつた。諸外國に於ける王家の行刑に御專念相成りし歴史はいともかしこけれど畏多くも我が 殿下の如くしかく御徹行の中に實情を御視察あらせられしが如き未だその前例を見ざるところである。そして此の時よりして我等刑務官の職責やいよ／＼重且大となりし事を知らねばならぬ。なぜならば吾等は殿下此の度の御視察を決して單なる御視察とのみ拜し奉つてはならぬからである。畏くも殿下の尊慮のあらせらるゝところ必ずや「刑は治國の基」との御趣旨に出でさせられしこと推するに餘りあるところである。されば吾等は深く此の御趣旨を體し行刑改良に全力を盡し以て犯罪撲滅の實を擧ぐるに努力せねばならぬ。そは實に今日の光榮に報ひ奉る一つであり、同時に此の目的に着手する今日より行刑はいよく輝きそめるものといはねばならぬ。

# 秩父宮殿下を奉迎して

佐藤巢鴨刑務所長報告

## ◇御成の御趣旨

大正十四年三月十八日午前十時司法次官林頼三郎氏の召命により司法省へ出頭したが、次官より左の主旨の傳達があつた。

秩父宮雅仁親王殿下に於かせられては近く御渡遊ばさるゝにつき其の以前に於て我國各方面の施設を御見學あらせられたき思召を以て、來る二十日我司法部の施設状況を合覧相成る旨仰せ出さる、就ては裁判の状況は地方裁判所及大審院に於て、行刑の状況は巢鴨刑務所に就き御視察の事に御決定あらせらる。尤も今回は御微行にて有りの儀を御覽になりたき思召なれば御敬慮を體して準備せられよ。云々

## ◇奉迎準備

本職は直ちに飯廳して幹部職員を召集して、宮殿下御成りの御趣旨及日時を傳達し、併せて當日までは他に豫告せざることを、又諸般の準備は即時着手することを命令した。諸員は深き感激を以て之を承け、部署を定め諸般の準備に關し協議を爲す。これにつき泉二行刑局長松井司法書記官は十八日十九日に亘り再度來應せられ、準備方法に付き種々指示せられた。

## ◇奉迎の次第

御臺臨の當日は午前八時二十分幹部職員は表門内右側に整列し、小川司法大臣、泉二行刑局長、三宅秘書課長及本職は先着の宮内官と共に玄關前右側に佇立御來着を待ち受けた。八時二十五分秩父宮殿下には別當山邊知春氏御陪乘自動車にて來着に付一同最敬禮を行ひ奉迎し、本職は直ちに御休憩室に御案内申上げ、小川司法大臣及泉二行刑局長より御挨拶を言上、次に本職に拜謁を賜はる、此際本職は御許を得て

「本日は殿下の御成りを辱ふしたるは無上の光榮にして寔に恐懼に堪えざる旨」の御挨拶を申上げた。

## ◇御巡視並御下問

次で山邊別當を経て巢鴨刑務所概覽及構内御案内順序を表はした配置圖を殿下に咫尺奉呈し、これにつき御説明申上げ、此際小川司法大臣より平素に於ける收容者の就業状況を台覽に供する爲め、態と殿下御成のことを收容者に告知せず隨て特に敬禮を命ぜざることを御含み願ひ且つ御巡視中に御寫真を拜撮し、以て當刑務所のみならず、全國刑務所に此の光榮を頒ち、職員の激勵、收容者教化の資料と致したしと御願し、御聽許を得た。尙泉二局長は全國刑務所の拘禁區分につき説明申上げられた。斯して本職は御先導して豫定の如く次の順路を御案内した。

## (一) 獨居舎

獨居舎階下第四十二、第四十三、第四十四の三房を開いてゐいたが、其の内部を御視察ありて常置の器具を仔細に御一覽あり、御目聴くも房壁に懸けたる「收容者遵守事項」なる小冊子を御認めになり

「あれは何か」との御尋ねあり、更に獨居舎御通過後に於て次の如き御下間があつた。

- (1) 獨居にては仕事は如何して居る乎
  - (2) 如何なるものを獨居に入る、乎
  - (3) 獨居期間は幾千なりや
- 本職は謹んで現在の取扱振を奉答した。

### (二) 炊所

同所に備ふる検査臺の前に立たせられ、親しく當日の晝食(五等食、副食物大根の醬油煮、澤庵漬)を御檢分あらせらる、此の際本職より食等及米麥混炊の割合併に當日晝食の献立内容に付御説明申上ぐ(炊所出口に於て御寫眞を誦寫す)

それより浴場へ成らせられ、入浴度數及其の方法を御聽き取りになり、入浴時間を測る砂時計に對せられいと御興味を抱かせられしが如く、砂の落下する狀況を御覽になつた。泉二局長は此所にて木邦刑務所の衛生状態殊に清潔方は外國のそれに比して良好なる旨を申し上げられた。此所より工場へ向はせらる。

### (三) 工場

工場に御入りの前に當所は泉二局長より震災により大破した爲府下府中町に移築工事中なる旨を豫め御断はり申し上ぐ、斯くて第七工場より第一工場に亘り順次御案内せしに 殿下には何れの工場に於かせられても御脱朝あらせられ、心持御會釋の御姿勢を示されたるは誠に難有き思召で恐懼感激の

至であつた。

陸海軍用靴下手袋彈藥素箱の製作に對せられた時には特に御親みを以て御熟覽あり、且つ莫大小靴下を 覽ありて頷かせらるゝところを在らせられたやうに拜した。

熊組上工場御視察中經驗あるものに課するや又作業選擇の方法能率増進の方法、工場担当看守配置人員如何との御下間があつた。又第五工場にて賞遇者の淺黄色着衣に御目を留めさせられ御懇なる御下間、次に收容者襟符號により階級及作業成績を表示することの御説明を御聽取遊ばし、各工場にある「和順中に積んで英華外に發す」の掲示格言をも暫し御注目あらせられ理髮用具も御覽に供した。

### (四) 雜居 房 舎

先づ南舎雜居房第二舎に御案内申し上げた。同舎の入口より左右兩側を各三房開扉し置きたるに、殿下には右方第十七房入口石段に御足を掛けさせられ内部を御覽、次で第十八房内部に歩を進ませられ房内常置器具を一々御眼に留められたるにより本職より其の使用方に付き御説明申上ぐ、廊下に於て各房の非常報知器に就き御下間があつた。

夫れより南舎中央看守臺に近かせらる。此の際泉二局長より放射形房翼の構造はペンシルベニア式に則りしもので採光通風監視の便宜を圖つたものなることに付いて御説明申し上げられた。

夫れより收容者の看讀書籍室に進ませらる、同室内備付約八千の書棚を仔細に御覽の上收容者の嗜好して看讀する書籍に付き御下間があつたので教務主任より奉答申上ぐ、そこで「新聞紙は許すや否や」の御下間があつた。これに付き泉二局長より「新聞は讀ましません、新聞體雜誌「人」によつて時

専の重要問題や、新たな材料によつて常識となるべき事項の美善行を報道し以て社會の進運に仲ひ釋放後の社會生活に資するやうに致して居る」旨奉答された。教育室を開放しありたるに、あそこは何の部屋かとの御尋ねあり、少年收容者學育場たることを御説明申し上げた。

### (五) 教誨堂

夫より南舎階上教誨堂に御案内申上げたるに殿下には最も敬虔なる御態度を以つて進ませられ、本職は佛壇前に於て教誨堂使用の時期及總集教誨の方法、殊に明日は春季皇靈祭にて彼岸の中日に當るので、在所者中死亡せし者の退弔會をも行ふ由を言上した。教務主任は三大節を初め國家の重大なる儀には收容者一同に國歌を合唱せしめ、其の際は樂器を使用する旨をも申上げた。第五舎出口に於て再び御寫眞の拜撮を聽許せらる。

同所に於て前方の病舎建物を御覽になり患者數、病名、冬期感冒の有無等に就て御下問あらせらる、斯の如きは殿下が收容者の健康状態に就て御憂慮あらせらる、御仁慈の如何に深きかを拜察するに餘りあり、夫れより豫定の順路を経て事務所内の一室に備へたる別項記載の戒具及徳川時代の刑具其の他を臺覽に供したるに聆鎖、手錠、欵、窄衣の使用方併に刑具に對し深き御研究的態度を以て種々の御下問があつた。

夫より休憩室に御飯も御着席もあらせられず、直ちに室内一隅に陳列の別記作業製作品を臺覽あらせられた。又同所に陳列したる收容者看讀書籍の一部及雜誌「人」を御手に取らせられ御披見遊ばされ、又刑務協會輔成會寄附行為各一部、巢鴨刑務所の寫眞繪葉書を同時に奉呈したるに御持歸り遊ばされ

た。

### ◇司法大臣以下の説明

御休憩所に就かせられし後御茶を供す。其際先づ泉二行刑局長より、左の意味の御説明を申上げらる。親しく自覽を賜はり難有御禮申上げます。往時の監獄は受刑者に對して嚴重なる苦痛を加ふる場所に過ぎませんでしたが、現今の刑務所は收容者を改革して社會の良民たらしむることを主眼とし、精神教化と職業訓練とに力を盡します。其結果と致しまして彼等も大に作業に精勵致します。隨て此作業より生ずる収入が全國にて年五百萬圓乃至六百萬圓に及ぶのが、通例であります。當刑務所は作業の點に於て優秀なる成績を擧ぐるもの一つであります。

次いで本職は巢鴨刑務所の實況を申上ぐるに先だち沿革を申上げた。

當刑務所は寛政二年石川島内に若干の地をトシして人足宿場を設け、無籍無帳、刑罰者にして釋放し難き者を移し、衣食を官給し、多く押油の業に服せしめられたに始まり、越えて享和文化の頃に至りまして有籍の徒と雖も亦刑餘に付すべき親戚故舊なきものは茲に移して専ら勞役せしむるを旨とした。延いて明治元、皇政維新に際し、東京府の所轄に屬し、明治三年初めて既決囚を收容する所となりまして石川島監獄署と稱し、爾來刑部司法兩省及東京府の管轄を経て、明治八年十二月廿八日警視廳の管轄に移り、明治二十四年十二月北豐島郡西巢鴨町（巢鴨村）に新築起工、同二十八年十二月竣工、同月廿七日を以て石川島より移轉し爾來警視廳監獄巢鴨支署と稱し、明治三十年六月二十二日巢鴨監獄署と改め、明治三十六年四月監獄官制施行に依り、司法省の所管となり、巢鴨監獄と改稱し、大正十一年十月十三日巢鴨刑務所と改稱されました。

次いで職員現員表（大正十四年三月十九日現在）其他各種の統計に就いて御説明申し上げた。即ち本所敷地建物の坪數、居房數收容者譯名別（最多は窃盜、次は詐欺恐喝、次は賭博及官獄の順序になれること）刑名刑期（二年以下、三年以下、五年以下、十年以下の順位なること）收容者年齢別（三十歳以上二十三歳以上四十歳以上二十三歳未満五十歳以上の順位なること）收容者入所處數（三處、二處十度以上四處五度以上の順位なること）大正十二年中收容者教育程度罪名別（普通初歩最も多く中等不就學高等

は著しく少数なること）大正十二年中收容者犯由罪名別（常習遊蕩利慾等が最多なること）大正十三年度官衙注文品調同年度製作  
 収入見込額調、製作品調（震災前）及本所歳入歳出調を申上げた。

小川司法大臣は全国の刑務所経費及收容人員の数を申上げ前年に比較しての増減と特に收容者数の  
 近年減少するは主として裁判所に於て微罪不起訴處分又は執行猶豫等刑事政策上必要なる施設を實行  
 するが爲めなることを御説明申げた。

殿下に於かせられては

釋放する者は幾千位なりや

釋放者の保護に従事する者は幾千なりや

保護の成績は十分に往つて居るや

との御下問があつた。大臣局長より交々奉答せられ殊に保護の困難なることを大臣より申上げれば  
 局長は

困難ながらも差當りの保護は相當に出来て居りますが、最も重大なる難關は法令上商科者の身分資格を制限して居ることであ  
 ります。十餘年も在職したる其の官廳の職員が商科者たること發覺して職を免せられたる例もあります。さればとて此制を直ちに  
 全廢致しますことは他に支障がありまして容易ならぬ問題であります。けれども相當の條件を以て此困難を排除することは今日  
 上下一般の希望でありまして、又當局の努力して居る點であります。尙當刑務所の釋放者の保護状況は教務主任より申上げること  
 に致します。

と、かくて武田教務主任より自立會の組織成績並に同會に再三皇室より優渥なる恩賜を拜受し、世  
 人の信用を高め、收容者の教化に偉大なる成績を上げつゝある旨をも御説明申上げた。

最後に司法大臣行刑局長より御挨拶があつた。大臣は重ねて御禮を陳べたる上、收容者には態と御  
 成りを告げ置きませんでしたでしたが、之れより直ちに其旨を申聞けさせることに致します。就ては獨り當  
 所の收容者に限りませず全国の收容者に於ても深く御思召の難有さに感謝致しまして教化上此上もな  
 き好影響を及ぼすことゝ存じます。云々と感激に満ちて申上げられた。

本職も亦御許を得左の御挨拶を言上す

本日 宮殿下の御成りを御迎へ申し上げまして實に無上の光榮を拜戴仕り感激措く能はざる次第で御座います。當刑務所は兼に  
 大正十一年六月伏見宮殿下の御成りの光榮を荷ひ、今仍職員并に收容者の感謝新なる所で御座います。此の度は畏くも御皇室に  
 於かせられて最も高貴に渡らせらるる 宮殿下の御成りを辱ふし御足跡を御残し給ひしことは假令御忍びとは申しながら恐懼の至  
 りでありまして職員一同及收容者に於きまして其の感涙の如何に深甚なるべきかは申上る迄も御座いませぬ。小官は部下一同と共  
 に一層感動收容者の教化改善に努めまして今日の光榮に奉答申上げ度覺悟で御座います。茲に設問を罷めて御座を申上げます。

#### ◇拜謁と奉送

御休憩中特別の思召を以て本所に在動せる奏任官待遇以上の職員に對し拜謁を賜はつた。

拜謁終つて殿下は直に（時に午前十時）御退出に付御成りの際と同様諸員最敬禮の中に御出門、裁  
 判所に向はせらる。

#### ◇台覽の品目

台覽に供した品目は左の如くである。

(イ) 御休憩室に陳列したるもの

木工 成 品

長火鉢、角火鉢、丸火鉢、卓、机、箆筒、花臺、巻簾草入、佛檯、重箱、針箱、火箱、彈藥箱、刀櫃、菓子器

鐵工成品

藥罐、湯沸

鋸工成品

額(日清戰役護國護國勳章外相より首相に宛てた信書、行刑局長より出品せられたもの)輪、

彫刻工成品

夜過、慶の置物、觀音佛像、花瓶、茶入、懸額

甚細工成品

藤椅子、タオル入

莫大小工成品

靴下

桶工成品

盥、手桶

革工成品

靴

行囊工成品

行囊

洋裁縫工成品

選信省現案員被服

パリックン工成品

パリックン

看讀書籍

雜誌「人」二冊轉成會及刑務協會各寄附行爲外倫理宗教に關する書籍二十冊

(ロ) 御座席にて台覽に供したるもの

糧 食

收容者の養食(五等食副食物大根の醬油煮澤庵漬)

古文書

(1) 鶴田金八郎に對する刎首申渡書(明治二年)

計 表

(2) 三浦讓に對する絞罪申渡書(明治四年)

地 圖

(3) 傳馬町年屋敷數圖

表

二十五回受刑したる者の刑期積算表

府中町本所建築場の略圖

(ハ) 事務室に陳列したるもの

戒 具

手錠、革手錠、贖鎖、鉄、窄衣

刑 具

(1) 釜の一部(石川ヨ奮門をかせし釜と稱するものにして五條代官所より奈良廳に引續きたるもの)

輪

(2) 輪

反則品収蔵箱

其の中に保存せる豆草履其の他の反則品

◇殿下を奉迎して

行刑の適否は獨り國家刑事政策の張弛に關するのみならず、また直に教化政策社會政策に緊密なる影響を及ぼすものであるから頗る慎重なる考慮を回らさねばならぬことは吾人の常に確信する所である。然るに世の一部には未だ之れに想到せず、動もすれば因襲的報復思想に彷徨する者がないではない。此の間に金枝玉葉の貴き御身に在らせられながら親しく刑務所へ御光臨收容者生活の實況を御視察あらせらるゝ思召は全く時流に卓越したる御識見にして誠に恐懼措く能はざる所である。之れによりて世人の迷蒙を啓かれしことに實に測るべからざるものがある。今後刑務所に對する社會の觀察眼は正に劃期的に改善せられ斯業に對する信頼と要望とは日に月に重大ならんことは疑ひない。此の秋に當りて吾人の要務は今より一層刑務官の氣品を高め、智識經驗を増進し、各方面に最大の能率を上げるやう竭さなければならぬ。

幸ひにも 殿下の御風格の嵩高なること、御同情の博大なること、御巡察の明敏なることは御巡覽中に自然御發露あらせられ、之によりて刑務官及收容者に嚴肅なる激勵と深刻なる教訓とを扶植あらせられたことは感泣に堪えない。此の事は長く消磨し得ざる印象として職員及收容者の腦裡に銘記し相傳に之を空しくせず愈發憤努力以て御光臨の光榮に奉答せんことを期して居る次第である。

## 改善の實證は假釋放の絶対條件たる

べきか

(過境的處遇の問題とスウェーデン草案)

井 上 忻 治

(一)

假釋放の根本思想は既に十九世紀以前に於て、實際家及理論家の間に盛に論議され、且つ承認されて居たものではあるが、しかしそれが確定的制度として初めて實施されるに至つたのは、英國に於ける一八五三年の所謂第一懲役法 (first penal servitude Act.) に於てである。爾來この制度は相次いで各國に採用され、今日では最早この制度を存せない文明國は殆ど見出されない。かようにして假釋放の制度は僅々五、六十年間に於て既に文化世界の全部を征服したのである。それにも拘らず、假釋放に關する各國の法制には殆ど歸一するところがない。その立法上の構成には幾多の本質的差異が見出される。制度の異相は殆ど無限なのである。それ故に、プリンスの言ふがように、「條件附釋放制度の採用は國際刑法學の最も興味ある現象の一である」には違いないが、しかし、それだけにまた

この制度の法律的構成には、理論的にも實際的にも幾多の困難を伴つて居るものであり、そしてまた凡ての法制に妥當する説明を與へることの殆ど不可能なるものである。ゲンナートが假釋放の制度を攻撃して、「まさしく一つの未熟なる果實乃至一つの雜種物にほかならない」〔註一〕としたのは、この制度の發達の過程に於て必ずしも理由なきことではない。

固より、假釋放の根本思想は極めて簡明である。蓋し刑の執行は成るべく短期たるべく、成るべく教化的たるべく、而かも改善目的の確實なる實現を保障するために、釋放には必ず一つの照證期間 (Bewährungsfrist, temps d'épreuve) の附加を必要とするといふのが即ちそれである。そしてこの根本思想の制度の上に於ける構成を概観するならば、結局、受刑者が一定の期間善行を持する場合に、この處分 (假釋放) により、判決に於て確定されたる刑期の滿了前、彼れは刑務所から釋放されることになるのであり、そしてこの處分には、その處分後一定の期間、受刑者が彼れに課せられたる條件 (所謂照證條件 (Bewährungsbedingungen, conditions d'épreuve) を充足する場合、初めて確定的に釋放され、反對の場合には、再び刑務所に復歸して殘餘刑期の執行を受けねばならないといふ効果が結合されて居るのである。假釋放の構成に於てはこれ以上の一致点を見出すことは出来ない。

〔註一〕

假釋放の制度がその構成に於てしかく無限の異相を存するにも拘らず、而かもこの制度は近代の刑罰制度と刑刑組織との有機的一部を形成するものであつて、今日最早この全體の構成と分離して、孤立的に考察することは出来ない。假釋放の制度は常に全體と綜合して有機的に考察するべきもので

ある。それ故に、假釋放の問題は、それが刑罰制度刑と罰理論とに如何にして適合するか、そして各種受刑者の簡疇に對し、各種自由刑の効果を確保する上に於て、それが如何にして合目的となり得るかを基準として取扱はれることを必要とするものであらう。

【註1】 Gennat, Jahrbuch der Kriminalpolitik Bd. II, S. 36 ff.

【註2】 J. Pöls, Congres Penitentiaire International de Stockholm, Comptes Rendus t. 1, p. 60.

【註3】 (11) (12)

私は先づこの小論の題目として掲げた問題の意味を、明らかにして置きたい。假釋放に關する各國の法制は（我が制度がまたそれであるがように）、何れもこの處分の前提として、受刑者の善行、勤勉、改悛の情乃至は改善若しくは顯證の見込といつたような所謂改善條件を要求するが常である。即ち假釋放は善行者、言ひ換へれば受刑者の所謂「選ばれたる者」にのみ許された一つの處分なのである。従つて刑務所内の行刑過程に於て改善の實證の認めがたきもの、即ち不良なる分子は凡てこの處分の適用から除外される。それ故にまた彼等の釋放は常に無條件釋放であつて、この場合、長い間の拘禁生活から、彼等は一足飛びに完全なる自由の世界に突き出されることになるのである。改善の實證若しくは尠くともその見込を存する優良なる分子には、完全なる自由生活への移り行きを準備する期間（顯證期間）が與へられるのに反して、不良なる分子には、かくのごとき過渡的處遇が全く拒否されて居る。かような行刑過程が果して合目的と言ひ得るであらうか？完全なる自由への準

備は所謂「選ばれたる者」よりも、寧ろ「呪はれたる者」に於て、より多くの必要が見出されるはずである。また社會が釋放者より受ける危険は、優良分子に於けるよりも、寧ろ不良分子に於て、特に顯著でなければならぬ。それ故に、就中長期受刑者に對しては、假令それが行刑過程に於ける不良分子であらうとも、釋放後一様に一定の中間處遇に服せしめることが、絶対に必要なのである。彼等が一度刑務所の門を出するや否や、直ちに彼等の自由に放任して了ふことは、決して行刑の目的を達する所以ではない。長さ拘禁生活と完全なる自由生活との間には、必ず一定の中間期間が認められねばならない。そして從來假釋放の制度に於て、この中間處遇が單に「選ばれたる」受刑者にのみ制限されたのは、一つの大きな過失ではないかと考へられる。何故なれば、かくのごとき中間處遇は刑罰の改善的影響を受けなかつた者に對して、寧ろ特に必要なものであり、そしてまた彼等が行刑過程に於て一つの特典的處遇を受け得なかつたといふこと夫れ自體が——彼等をして直ちに累犯として再び刑務所に復歸せしめることを欲せないかぎり——既に彼等をかくのごとき中間處遇に服せしめることの絶對的必要を最も、雄辯に辯證するものだからである。

そこで、こゝに私が問題として考察して見ようとするのは、自由刑の受刑者、特にその長期受刑者の釋放に就き、一般的必要缺くべからざるものと考へられる所謂中間處遇若しくは過渡的處遇とも名づくべき、完全なる自由生活への準備的處遇 (Parrière-traitement, traitement post-pénitentiaire, überleitende mazzregel, misura intermedia) であり、そしてこの問題は、一般的に、假釋放の制度に於て、その所謂顯證期間の下に、原則的に解決することの出来ないものであるかの点である。(つとく)

# 行刑作業と民業との關係を論ず

前田 田 靜 雄

(一)

行刑作業の本質並に其施行方針に就ては、嘗て述べた所であるが、本論に於ては行刑作業と民業との關係に就て論じて見ようと思ふ。

近來行刑作業に就て民間に於ける經營者から兎角に問題を持ち込んで來る様な傾向が著しく増加して來た。即ち競争の聲とか、民業壓迫の問題となつて、之が陳情書の提出、直接情願或は議會の質問等の形式となつて現はれて來たのである。

然し乍ら是等の問題は、充分に考究して見る時は、往々一二の資本家が彼等の僅かなる利害關係の爲め、如何にも彼等の携はる斯業の興廢、其労働者の糊口の問題なるかの如く呼はり、之が黒幕となり、同業者に表面上の理由を突き付けて同意を求め、連判状を作製し、事如何にも重大なるが如くに關係當局へ運動を起すのである。見様に依つては、近年思想界の變遷の結果、團體結束、直接行動等一種の流行であるかの如くなつて來た所から考へると、之が現代に於ける趨勢であるかも知れないのであ

る。

要するに、此等の問題を解剖し、其原因又は動機を探究する時は、如何にも薄弱な理由で、且つ問題とならないことを見出すであらう。

本章に於て、最も喧しく叫ばれて居る印刷作業及抄紙作業に就て、行刑作業と民業との關係を論じ、然る後一般的、普遍的に行刑作業の如何なるものと雖も、民業壓迫の實を生ずることのないのを闡明し様と思ふ。

(二)

印刷作業は、行刑作業中相當廣く行はれつゝある作業であつて、受刑者の職業訓練に適し、且つ又自家用として必要であるが故に、全國大半の刑務所が經營して居る次第である。然し乍ら、一二のものを除いては、熟れも少規模であつて、自應用の印刷、或は二三關係依頼者の仕事にも追はるゝ程度のもので過ぎないのである。又一二の相當規模のものに於ても、民間の印刷工場に比較する時は、設備の不完全、作業工程の不整頓、及作業技術未熟練等の爲め、就業人員の割に作業能力は著しく劣つて居るのである。

今、全國刑務所に於ける印刷工總就業人員を民業に於ける職工數に對比して見れば、刑務所に於け

るものは民業職工数の僅に二パーセントに過ぎないのである。而して、民業職工数の調査は農商務省の統計書類に依つたのであるから、或は極く少規模に營んで居るものは洩れて居るのではないかと思はれるのである。故に、實際に於ては、此の二パーセントなる數字より尙少きものであらうと思ふのである。此の數字は、唯頭數丈の比較であつて、前者は其の大部分が未熟練就業者であるのに對して、後者即民業では相當技術を持つて居る精練された技工であるから、其能力の比に至つては、前者は後者技工の半分にも達しないのである。故に頭數に於ては二パーセントであるのであるが、之を其の能力に依つて比較する時は民業一〇〇に對して、刑務所に於ける印刷工能力は、一にも及ばないことを知るであらう。故に吾人は、縱令刑務所が全力を注いで民業と競争し、一般注文を取り合ふとしても、民業壓迫の影響は知れたものであつて、民業經營者及労働者に對し何等の痛痒を與ふるものではないが判る。然るに、刑務所に於ては之に止まらず一般注文は之を差し控え、官廳、公共団体關係、或は特に限られた範圍のものみの注文に依つて、作業して居るのであるから、毫も問題として麗々しく運動を起す程のことではないのである。唯、二三印刷業者が單に一部分の利害を共にし、且つ刑務所が將來斯業に大擴張を加ふる時は、到底之に對抗し得まいと云ふ杞憂に其の因を發し、是等の黒幕者の所謂風聲鶴唳に驚いて、全國印刷業者は其内容を究めずして附和雷動したものに過ぎないのである。

而して、是等印刷業が問題となるものならば、刑務所以外の社會的施設に就ても、同じ理論が成り立ち、曰く公設市場、公設浴場、曰く何々と孰れも皆陳情或は議會の問題とならなければならぬのである。

之を要するに、二三黒幕資本家の存在に其の因を發し、之に加ふるに、行刑作業とは如何なるものと云ふことが社會に充分諒解せられて居ないと、刑務所に於て作業をするのべあると云ふ偏見とが伴つて、斯くは針小棒大の結果を齎したのである。従つて、其の真相を知る時は、自然之に對する疑惑も氷解するものである。

(三)

刑務所に於ける抄紙作業に就いても、前章に述べた印刷作業と同様のことが論ぜられ様と思ふ。殊に、抄紙作業は刑務所に於ては、普遍的に施行せられて居るものでなく、三四の刑務所に限られ、然も機械抄紙を以てするものは僅に一ヶ所に過ぎないのである。他は孰れも少規模であつて、不充分的な手工に依る丈である。而して、民業との問題として現はれたのは一ヶ所であつて、高知縣が夫れである。

斯くの如く、一局部一地方の問題に外ならない上、加ふるに其の原因を尋ねて見ると、民業經營者

が行刑作業の方針を誤り傳へられて、斯くは陳情となり、運動を惹き起したものに外ならないのである。然も現在に於ては、之が反對論者も現はれ、寧ろ高知縣に於ては、斯業の擴張を希望し、又行刑作業に對する斯業家の見解も變化して來たのを、觀察するに難くないのである。

今、高知縣に於ける抄紙年額は一千萬圓を突破するに對し、高知刑務所に於ける抄紙作業は、抄造價額が一ヶ年二十萬圓にも満たない程度の規模であつて、其の比率は民業に對し一パーセント強に過ぎないのである。故に、縦令高知刑務所が如何程の擴張を企つるとも、其所に幾何程の影響を生ずるかは、何人と雖も容易に知ることが出來ようと思ふ。況んや、之が一般販賣に依るのではなく、單に自給自足の爲め、又は官廳需要の紙類に限られ作業しつゝあるに於てをやである。

要するに、我民業經營者は、唯擴張計劃が實現し、一般販賣が行はれ、低廉なる而かも民業の遠く企及し難い價格に於て、競業が開始せられること、誤解し、杞憂して、斯くは直接運動に出たものと想像せられるのである。而して、縦令擴張せられるものとしても、其の生産額に及んで研究して見たならば、殆んど採るに足らない問題なることが判るであらう。

(四)

行刑作業の如何なる種類と雖も民業の壓迫を惹起しない理由に就て、之を一般的に論じようと思

ふ。要するに、行刑作業の孰れの業種たるを問はず、民業に對し人員を對比して考へる時は、孰れも斯業に影響を及ぼす程度の作業は無い、又人員に對する作業能力の差異を考慮に入れる時は、尙更問題とはならないのである。

今、刑務所に於ける受刑者の作業能力を、社會の職工に對比して見れば、平均四五パーセントに過ぎないのである。こは要するに行刑作業は「職業の訓練」と云ふ重大なる任務を有して居り、又民業に於けるが如く熟練職工を以て經營せられて居るのではないのである。中には二三の熟練者はあつても、其の大部分は素人で孰れも見習中にある者である點は、重要な相違點である。而して、茲に尙見落すことの出來ない點がある。即民業に於ける職工は、彼等がパンの爲めに働くのであるから、彼等の働き振りは、一に彼等の糊口の途を左右し恐威するのであるから、孰れも一生懸命であるが、願みて行刑作業に於ける職工——受刑者は此點に非常の相違があるのである。即ち、前者が自己の意志によつて働かざる可らずとする自發的の意志に依るに反し、受刑者は他動的である。縦令作業の督勵方法、或は其他の手段によつて受刑者自己の意志で働く者があるとしても、尙社會職工の如き切實なる生存競争裡に於て見受けられる様な、血の滲み出づるが如き深刻味は、之を缺くのである。故に、此點に就ては、民業との關係を考慮する上には不問に附することの出來ない重大な點である。

と思ふ。

之に加ふるに、經營方面から考察して見ても、民業に對し斯業の經營振には非常の懸隔があるのである。即、刑務所に於ては一般會計に依るのであるから、臨機之處置を採ることが出来ない。換言すれば、豫算に拘束せられて一般經濟狀態の急變に處することが困難である。而して、之を民業と對比して考ふれば、其處に非常な遜色を見るのであらう。材料の購入、製品の販賣等に關する作業事務の整理に就ても、民業に比ぶれば煩雜であつて、且敏捷を缺いて居る。

又商取引に於ても、營利會社の様に融通、變則の方法が行かない等、經營上の不便を列擧すれば違がない程である。

尙、重大な問題は、製品の出來榮、並に製品の製作時間の對比である。之れ丈を採つて、就業の問題を考察して見ても、到底民業に對抗して行くことは出来ないことが判る。況んや、民業を壓迫すると云ふ様なことは想像も及ばないのである。

往々、民業經營者が羨望の的であり、且つ非難の焦點とし、民業壓迫問題の唯一の理由として擧げられる點は、殆んど無償に近い労働賃金のことである。彼等曰く、吾々民業に於ては、非常に高價な賃金を支拂つて職工を雇傭するに反し、行刑作業に於ては殆んど零に等しい賃金に依つて、多數の職工を便役し、無限の經費に依つて生産を爲すものであるから、其生産費用を對比する時は、到底民業の遠

く及ぶ處ではないのである。故に、須らく刑務所の作業は全廢せられんことを希望す云々と陳べるのである。然るに、行刑作業を顧みて充分に吟味をすれば、彼等が所謂無限の經費は、豫算に依つて緊縛せられ、其伸途も制限せられて居る上に、少しの餘裕も與へられないのである。又低廉な賃金も、其職工の能力、設備、方法等前述の如く民業に對比して著しく劣つて居るのであるから、従つて作業能率は甚だしく遜下するのである。加ふるに、職業訓練をも施行しなければならぬと云ふ重大な任務を持つて居る以上は、縱令民業に比べて低廉なる賃金と雖も、一定の製品を採つて考ふる時は、民業に於けるよりも、其要した人工は非常に莫大なものとなり、民間労働賃金を越え遙かに高價となるのである。

此の點は、民業經營者の夢想だに爲ない事實であつて、行刑作業と民業との關係を論ずる時に、其中心論點を爲すものである。

### (五)

上述、べ來つたところは、行刑作業が民業と競争せんとする假定を以てした議論であるが、當局に於ては、作業の營上層の注意を拂ひ、民業壓迫の實を生じない様周到の用意をして、出来る丈一般販賣を、官用主義を採り、又市價に準じ、集約的販賣を行はず、市場を攪亂するが如き事を起さなう様、民業に對し恐威を逞しうすることなき様に、行刑作業の施行方針を採り來つたものであつて、翻つて行刑作業の行はれた跡を、或は現狀を變ずるに、何等民業壓迫の實を生じたことなく、而して現在迄種々稱へられたる民業壓迫の問題は、何等一顧の價値なきものであると思ふのである。(完)

## 不良少年の行動

後藤 四方吉

大正十三年度に於て我警視廳で取扱た不良少年は四千八十四名で、其中女は三百七十三名、男は三千七百十一名ある、それから取扱を細別すれば十四歳未満の者は中四百八十七名其中適當の保護者がなくして感化院に入院せしめた者は男は五十四名、女は九名、又條件を付して家庭に引渡した者は男は三百四十七名、女は四十七名、十八歳未満者で審判所に忠告した者は男は百五十五名、女は十三名、現實に犯罪が構成して檢事に事件を送致致した者は男は千八百三十一名、女は百七十五名、條件を付して保護者に引渡した者、男は千二百八十二名、女は百七十二名、それから適當の保護者がなくて民間の保護團體に引渡したものは男が四十二名に女は三名である。

どんな階級に育つた者が多いか何と云うても一定の家庭のない家のない所謂浮浪兒が其率に於て最も多い。其次に貧困の家庭に育つた者が之に亞ぐ、併ながら近年益々其數を増して來る傾向を示して居るのに相當家庭に育つた子供や中等學生がある、私は嘗て中等教員を會員として組織せられて居る少年教化協會に於て「中等學生の校外に於ける不良行爲」と云ふ問題で御話を致したことがあるから、今それを參照して御話申し上げたいと思ふ。

第一に學生のエスケープ無届缺席者である、是は甚だ多いので、朝學校に行くとい稱して家庭を出て、其儘盛り場とか、或は活動とか、棒球場に終日遊ぶのである、其だしいのになると、家庭と學校の通信簿に自分で嘘偽の記入したり、或は學校でよくやる登校印、所謂登校の印である、多くは丸の中に出と斯うなつて居ります、さうした學校で捺印して呉れる所の印を偽造して、友達數人で之を共用して居る、さうして學校と家庭とを欺いて居るのであります、又學年末或は學期末の成績、採點、出席、それを變造して父兄保證人を欺いて居る、此頃も審判所に忠告致しました所の中等學生に、其一二名の者は三ヶ月も前に既に學校が餘り缺席が多いし、素行が不良の爲に退學を命ぜられて居つたに拘らず家庭では全くそれを知らぬで居つた事實もある。

斯うした學生が然らばどうして試験に合格し進級するであらうかと云ふ疑問も起るが、多くは試験に際してカンニングをやるのである、不正の手段に於て胡麻化すと云ふことも知つて居ります。

さうして斯かる學生は活動寫眞館に這入り或は球突きに夢中になつて、又は女學生を誘うて郊外に遊ぶので、其間に通掛る所の學生や少年を欺して金を借り、或は威して金品を捲上げる、さうして活動見物料や球突き資料を造るのである。

第二に申上げて見たいと思ふは今日學生及一般少年間に一種の流行とも見るべき悪弊風がある、それは金錢の貸借です、之を彼等はタカリと云ふて居る、固より返済の意志を以つて借りるのではない、色々の詐言を弄してタカルのである、即ち詐取するのである、又はバクリと言ひバクルと申して威かして金品を捲上げるのです、或は甚だしきは匕首を擬し或は匕首を持つて居るが如く装ふて金品を強奪する所謂慥盜であり少くとも恐喝であります、而して此

クリなりバクルなりは喧嘩傷害を惹起するのである、彼等の要求に應ぜなければ必キ其處に喧嘩、口論、鬭争を醸して尙ほ進んでは殺人罪までも犯すのです、又數名が共同して、カフェー或は洋食店に出入して傍らに飲食して居る所の少年に喧嘩を挑んで仲直りだと稱して巧みに飲食料を支拂はしめる、或は喧嘩に乗じてキツバライト彼等は稱して居るが、無銭飲食をして逃げ出すのです、斯様な行爲は實に多く私は幾多實例を持つて居るのです、被害者である所の學生や少年は彼等の要求に應ぜんが爲に、動もすれば父兄、或は親戚を欺いて、或は自宅から無断で金品を持ち出す、さうして之を與へ彼等と接近する、交際する結果は自然其感化を受けて自らも亦同様の暴行を行うやうに至る、それから學校内に於ても同級生間に此行爲が行はれつつある、其多くは贅食の爲にとか或は月謝を便込んだので困つて居るから貸して呉れと云ふやうな口實の下に行はれる、此贅食の爲に學校附近の洋食店とかカフェーとかに出入することは非常に弊害の伴ふことでありまして、多くは男女學生の交際はが動機となります、又洋食店なにかに懇意になつた結果は柔道や剣道の道具を洋食店に預けて、彼等は學校より盛り場に彷徨する、

第三に中等學生で書籍や、文房具、運動具寫眞機、空氣銃或は玩具、斯うしたものを搔拂ひ或は高引、是が非常に多くなつて参りました、のみならず中等學生で掏摸盜撲をやる者も出てきた。

第四に申上げたいのは自宅から金品の持出しである。其多くは持ち出した物品の處分に困つて多くは同期生なり或は前の友達などに頼んで處分して貰うので、依頼された少年の友人は彼等の弱點に付込んで多くは入質或は賣却してやつて、其金額を胡麻化するのです、即ち足駄を履くのである、横領詐欺罪を犯す、最近あつた例であるが、諸所の運動場に於て運動などを共にして懇意になり其結果自宅を訪問し、その間隙に乗じて机上にあつた物品などを搔拂ひを

する、或は又本や寫眞機を一寸貸して呉れと云ふやうな名義で借り、忽ちそれを賣拂つてしまふ、さうした職業的の犯人も到底及ばぬ程度の學生も出て参りました、

一寸し、喧嘩に友達を突き殺すか或は重傷を負はしたと云ふ例も少くない、本年の一月二日の晩に神田の富松町に起つた事件であるが、是は十七歳の少年が十九歳の友人を突き殺した事件です、殺した少年は時もあらうに正月の元日に神田の附近の金物屋から匕首を求め、それは何の必要があつて買つたかと問ふと、少年を嚇かす用に買つたと申して居ります、其二日には最も仲の良い事件の被害者と、外に一人の友達と三人連れで活動を朝から見歩きまして、夕方活動の歸りに御互が御馳走し合つた先づ本件の殺された少年が或洋食屋で三人に御馳走した、それから他の友達が途中で御馳走して最後に事件の發生しました附近の洋食屋に来て殺した少年が御馳走することになつた、其處で一人が一寸便所に立つて二人で差向ひの際に殺されたのが殺した者に向つて「貴様生意氣だから其處に掛けるな」が動機となつた。生意氣と言はれたので憤然とした其少年は「喧嘩するなら表に出ろ」「よし出やう」と云ふので、表に出ました、殺された方が「俺を殺す氣か」と言つた——無論短刀を搔込んで居ると云ふことを承知して居りますから……さうすると「友達の間で喧嘩するのは止めやう」殺した方が申しました所が殺された方が「此野郎生意氣だ」と云ふので突然張倒したものですから憤怒して一突で刺したのです、刺した方は逃げる、刺された方は十間ばかり追掛けて絶命した、又昨年の秋駒込警察署管内に起りました殺傷事件も、是も十七歳の少年でありましたが、是は例の條に申上げた二圓ばかり或る時タカッター——借りたので、貸した者は正直に返済を求めたのです、それと返済を求められたのは怒つて、到頭其時持つて居た匕首で臟腑を突いた事件です、「金ちゃん」事件

として有名であるが、高等師範の學生を大學前で先年殺した事件がありました、是も一寸行違ひに衝突したのが動機となつて、殺人罪を犯したので、兎に角此憤怒と云ふものは兒童——少年の特性とでも申しますか、色々と殘虐なる事件が行はれる、不良少年に浮浪性が加はるに於ては一層恐ろしいのです、浮浪少年は即ち職業化した不良少年で、生活の爲に強窃盜果ては殺人罪も平氣で行うのです。

次に性的行爲に就て申上げて見たい、不良少年少女と言へば、明治三十年頃までの不良少年は浪六の五人男に現はれて居るやうな所謂硬派の少年で、是は幕末の俠客から傳統の性格を受けて、其風格を模倣し實力を崇拜して、多くは腕力を以て總てを解決しやうとした、さうして多くは共同的の喧嘩なり暴行なり闘争なりをして居つた、女は彼等の恥辱として居つたさうです、唯今其而影が残つて居るのは彼の所謂暴力團體である、又搔拂ひとか万引とか、拘捕とか、何れも斯う云ふ行爲は不良少年の専用であつた、所が自然主義文學とか軟派思想とか、が輸入されてから、軟派少年が續出し今日では殆ど全部が軟派少年とか、若くは軟派と硬派の間を行く者で、所謂軟派少年は唯女が目的で、妙齡の處女と交際を結んで、或は強迫的に之を弄びて、果ては之を苦しめることに、一層の興味を覚え、更に進展して物質的の慾望により交情ある女から金品を捲上げる或は女を強姦して賣笑婦に賣飛ばす、彼等軟派少年は女性を誘惑することに日も足りない有様でありまして、其手段も漸次巧妙になつて参ります。其一端を申し上げれば第一に機會が問題で、彼等は如何にして機會を捉ふべきかと言ふことに就て苦心をして居ります、例へばニギリと稱して電車とか活動寫眞館とか音楽會とか或は歌留多會とか海水浴場とか、さうした人寄せの場所で秘に手と手を握る、之を機會に交際するに至つた實例も乏しくない、手段を細かく申上げては時間を要しますから是は省きます、殊に恐る

しいのは女性で女性を誘惑するのです、彼等は同性で近寄り易い爲に、或はラブレターの取次ぎをしたり或は散歩に事よせて郊外に連れ出して自分の友達が偶々來て會うたやうに見せ掛けて之を紹介せしむるのです。

それから變態性慾者に就て申上げて見たいと思ひます、緣日とか或は祭典とかの盛り場で人の雑沓に乗じて婦女に接觸しましてマスタベーションをやる、其精液を着衣又は袂の中に放射するので、是は不良職工に多いのでありますが、相當の家庭に育つた所の少年や或は相當年齢の人もやる、又群集の中に居りまして女生の腋下から手を入れるとか或は乳房を弄するとか或は股間に手を入れ快感を覺えると云ふ者もある、又婦人の頭髮の——頭の香ひを嗅んで快感を覺るとか或は其頭髮をくわへて快感を催すと云ふやうな者も折々あります、又婦女の袂又は懐中から演紙とかハンカチとかを掏り取つて、其掏取ると云ふことに興味を持つ者、又取つた物の香ひを嗅いで持つて居る人を連想してマスを搔くと云ふ者もある、それから又女性の臀部とか腰部に針とか錐とかを刺して、或は双物で切つたりして疼痛を覺へさし快感を覺へると云ふ者もある、又硫酸と云ふやうな毒藥類を撒掛けて着衣を汚損せしめるを以て興味とする者もある、

服装上の傾向で申上げて見やうと思ひますが是を不良少年等はズベタイプと云ふのですズベとは不良少年と云ふこととです、多くは制服であると帽子にアンコと云ふものを入れまして——風呂敷とかハンケチを入れて中を高くするのでアンコを入れたと稱して中高にしまして徽章や前庇と云ふやうなものを摘んで、又顎紐は多くは布バンドか何にかにして前にダラりと下げるので、襟は飽までも短かくして、袖はラツパ袖と言ひまして歌劇俳優が舞臺で着るあれを模倣したと見へまして、多くはラツパ口に之を細くしてラツパ袖にする、後ろは多く裂いて居り

ます、學校の正服を………申上げるまでもありませんが服装は心の表現とも見ることが出来るのであります。ダラしない服装をして居る者には多く不良少年達は自分の仲間と見るので、さうした者を見掛けては金を貸せとか何とか言ふのです、それが端正なる服装をして居りましたは、あの人は謹厳なる人だと思つて不良少年は遠慮する、最後に思想上の傾向で一寸申上げて見たいと思ひます、欧州戦の前後に於きまして社會主義とか共產主義とか所謂新思想が澎湃として起つて参りましたと共に色々の反動思想を醸成するに至つた延いて所謂勢力団体なるものが生れて之に加入して所謂浪人風を氣取る所の不良少年も生れたので、昨年の暮大倉男爵が米壽の賀宴を催されました時に際し、十六歳なる某は或る労働団体の事務所にて厄介になつて居つたのですが、其事務所にて安田善次郎を殺した朝日平吾の如く自分が大倉男爵を殺つける、殺つけても自分は少年だから自分は死刑にならないなどと揚言した爲に取調を受けた事件がある、其少年は中流に育つた御父さんは代議士の候補にも出た方であり、或中學の二年を不良行爲がありまして退學された以來は家を飛出して、浪人の家を轉々して居つた、吾々の取調に際しても自由は絶対のものである、煙草でも酒でも平氣で幾らでも飲むと言ふやうなことを言つて居りました、現に煙草などをブカ／＼ふかして居りました、酒は幾らやるかと言つた所が一升位はやると云ふやうなことを言つて居ります、其態度は子供でなく全く大人を切詰めたやうなものである、新聞紙上で何々團の跋扈とか何何團の檢舉と言ふので、団体が存在して居るやうに掲げられる記事があるが、今日では近頃の思想的の青年團は別と致しまして、不良少年には根據ある所の團林は一つも存在して居りませぬ、唯三四名なり、或は五六名なりの不良少年の仲間達が恰も徒黨の如くに團結して居るのはあります、又二三名なり、五六名なりの者は義團とか、或は會とか俱樂部とか、なんとか名稱を附しまして主

立つた者が主領となり規約のやうなものを作つて団体を組織せんと企てる者がある、併ながら其多くは團結前に檢査されるとか、或は警察の取調を恐れて中止をする者で、唯是等少年の仲間が協同して縁日とか或は祭典とか公園とか又は學校附近を徘徊して、乗じ易い少年に喧嘩を吹掛けるとか或は金品を強奪するに際しまして、自己に豪い背景があつたやうに一種の強み刺戟を與へる爲に、よく強迫に際して自分は何々の團長であるとか副團長であるとか、自分は何々團に這入つて居るから忽ちに聲を掛ければ、五六十名の團員が集まるなどと稱するのであります、是は彼等の一つの宣傳であります、一般の少年は此宣傳に恐れて、又後日の復讐を恐れ憂へて無理な要求にでも應ずるので、又多く被害に罹つた者はさうした者を恐れ憂へて、警察當局なり家庭に事實を隠弊するから彼等の不良性は益々増長致します。

不良少年の横行する場所はと言へば、其目的から自然に歡樂の場所であり、殊に夜間の境地である、淺草公園、吉原、神田、日本橋、本郷、四谷、牛込さうした所の縁日とか、或は祭典、祭禮の盛り場場所は少年の舞臺である、彼等は斯かる場所に於て唯今まで申上げたやうに強迫とか強喝喧嘩強奪搔拂ひの犯罪を犯す、又神社、佛閣、墓地、公園等の暗黒の場所や郊外に於ては、性的の不良行爲、即ち猥褻行爲を敢て弄するものであります、又彼等の跋扈しするものは冬の萎縮する季節よりも、心身活動に自由なる所、春から夏に掛けて多いと云ふことは事實が之を證明致します。

# 刑政と生活問題

橋田丑吾

【一】

孟子はうまい事をいつてをる。

恒産なくして而も恒心ある者は惟だ士のみ能くすと爲す。民の如きは則ち恒産なければ恒心なし。苟も恒心なければ放辟邪移爲さざるなきのみ。に陥るに及んで、然る後從て之を刑す、これ民を網するなり。是故に明君は民の産を制して、必ず仰ぎては

以て父母に事ふるに足り、俯しては以て妻子を養ふに足り、榮疎には身を終るまで飽き、凶年には死亡を免れ、然る後驅つて善に行かしむ。故に民のこれに従ふや輕し。今や民の産を制するに仰ぎて父母に事ふるに足らず、榮疎には身を終はるまで苦しみ、凶年には死亡を免れず。是れ惟だ死を救ふて而も足

らざるを恐る。爰ぞ禮義を治むるに暇あらん哉。王之を行はんとせば、則ち蓋んぞ亦其本に反らざる。

齊の宣王に答へて孟子が經國濟民の要義を説いたのであるが、民をして其生に安んぜしめず、罪に陥るに及んで之を罰するは民を網するものであるといふ。罪を犯さざるを得ざる境涯に置きながら、罪を犯したからとて、之を罰するは網を張つて鳥の來るを待つと一般だといふのである。これはたしかに千古の卓見である。之を説いて、孟子は『王之を行はんと欲せば、なんぞ亦其本に反らざる』と喝破す。孟子を今日にあらしめたならば、實に立派な政治家であり、社會政策家であるであらう。

孟子の説は治國平天下の要義である。併し之を以て刑政の根基ともいふことが出来る。すでに彼自身も『罪

に陥るに及んで然る後從て之を刑す』といつてゐるのであるから、彼の主張を移して以て、刑政の精神に活用し得ることは、絮説を要しない。

私の論議はこゝから出發する。即ち犯罪と生活の關係を説いて、罪は之を犯さざるに先ちて犯すこと無からしむるが刑政の理想なることを言はんとするのである。

【二】

罪を犯す原因は複雑である。併し恒産なく、衣食の道に窮して罪を犯すもの非常に多きことはいふまでもない。衣食に窮すれば、おのづから心身の健全をそこなひ、悪いと知りつゝ、惡魔に魅せられて、人の道をふみ外づすのである。所謂なきものは恒心なしである。何んといつても、人間の幸福は物質の背景が豊かであり、生活の安定を得るにある。

然るに現代の社會には貧窮にして生活の安定を得ざるもの如何に多きことか。試みに我國の實狀について一瞥する。

或學者の統計によれば今日我國に於て二千圓の年収入を得るものは全人口の二パーセントに過ぎない。即ち百人中二人である。而も今日の經濟に於て年二千圓は之を月額にすれば百七十圓にも足りないものである。百七十圓の収入で一家五人乃至六人を養ふことは、決して容易ではない。而もこの百七十圓の収入を得る幸福者は、前記の通り、百人中二人のみ。實に九牛の一毛とも評すべき少數者である。

私はかつて、月二百圓の収入あるものと假定して、(即ち年二千四百圓)家計の豫算を作つたことがある。表に曰く、

家族五人

△主人 四十歳 官吏

△妻 三十五歳

△老母 六十歳

△長男 中學一年生

△長女 六歳

女中を置かず

食料費 五十圓 (全収入の二割五分)

居住費 四十五圓 (全二割二分五厘)

衣服費 十圓 (全五分)

炭、瓦斯、電燈 二十四圓 (全一割)

租税、保険等 十五圓 (全七分五厘)

交際費 十圓 (全五分)

小遣、娯樂費 二十圓 (全一割)

教化費(新聞雜誌) 十五圓 (全七分五厘)

雑費 十五圓 (全五分)

計 二百圓也

概算ではあるが、實にギリ／＼である。一錢の剩餘もない。病氣、災害等不時の出費ある時は忽ち借金をせねばならぬ。

然るに、かゝる状態の家計を立て得る者は、實に羨むべき幸福者にして、全人口の二パーセントに過ぎないのである。百人中の二人に該當する幸福者の家計が右の如しとすれば、其他の人々の苦しさ推して知るべし。寧ろ、百圓内外の収入で生活をたててゐるのが、不思議なる。

位のものである。親ゆづりの資産が有るか、細君が内職するかでなければ、到底生きて行くことは出来ないのである。

役人も、會社員も、都會に居住して一定の俸給によりて生計を營む者は、凡て斯くの如くである。綱渡りよりもあぶない藝當ではないか。

役人が賄賂を取る。會社員が不正を働く。由つて來る所の因由明瞭なりといはねばならぬ。古聖の衣食足りて禮節を知るといつたのは、こゝの事である。孟子は恒産なくして而も恒心あるものは惟だ士のみ能くす。民の如きは則ち恒産なければ恒心なしといつた。この「民の如きは」には深甚の味がある。「一般民衆は」の意である。

聖人や士君子は恒産なくとも恒心があるであらう。併しこれは千百人にして乃ち一人のみである。民衆に至つては能く斯くの如くなるを得ない。生活を不安ならしめて置いて、いかに法律を布き、政策を論ずるも、その効果たるや知るべきのみ。所謂背に腹はかへられぬからであ

る。

人をして罪を犯さしめざらんが爲には、それだけの環境に彼を置くを要する。野に放たれたる虎が害をなすは固よりその所である。虎をして檻に在らしめよ。人をして生活の安固を得せしめよ。刑政の要義は生活問題に廻し、歸一する。

### III

人或は國家に對する罪、皇室に對する罪のあることを擧げて、犯罪の動機の經濟的原因のみにあらざるをいふであらう。いかにも罪名中に左様の罪もある。所謂政治的犯罪である。これは成程直接に財産に關するものではない。けれども深く之を觀察すれば、無政府主義、社會主義の如きは財の分配の不公平なる現在の經濟の組織を廢止し、從つて國家生活の改造を企つるものにして、その原因は同じく經濟上の理由であるしてみれば、國家を呪ふ

ものの聲は、その來たる所、やはり生活問題である。但だ性についての關係より來たる犯罪は必ずしも生活

問題と關聯しない。これけ生活と相對立する所の、大きな犯罪の動因である。併し乍ら、現代の社會に於ては、兩性の問題も亦極めて直接に生活の問題に觸れ、兩者は互に因となり、果とつて、犯罪の構成に動きかけてをる。即ち今日に於ては性の問題はやがて、生の問題であつて、之を切り放して考ふことは得ない。果して然らば、刑法四十章、その規律する所の罪名は或は直接に或は間接に、一つとして經濟問題生活問題に關係せざるものはないのである。

一切は生活問題である。教育も、民政も刑政も茲に必らず着眼すべきであつて、然らざるものは竟に空論たるの譏りを免れないのである。

戰はずして勝つを兵の上乗なりとすれば、用ひずして威あるが刑の大乗であらう。要義として民の生活問題を考察するべしである。

# 自由刑の醫學的の一考察

向井淺三郎

刑務所に收容せられた受刑者が、社會と隔絶した拘禁生活を續ける間に、現行の處遇法（茲に言ふ處遇法とは、受刑拘禁者の衛生、保健に關する處遇方法を意味する、以下も此意味である）が、受刑者の肉體並精神上に如何なる影響を與へるか、即ち肉體及精神共に善良の影響を受けるか、或は反對に有碍の印象を受けるか、或は精神上に良好な感化を受けても、肉體には不良の影響を受けるか、此疑問は行刑衛生上、最も大切な事項であるのみならず、社會とも大なる關係のある問題であるから、之れを氷解せようとするのは、徒勞ではなからうと思ふ。

吾が國では往古より佛教が旺盛で罪に對する因果應報を説かれたのも、武斷的制裁が多かつた爲に罪に對し

應報的觀念が可なり熾烈で、時代を經過しても、之れが傳統的となりて來た傾向が見ゆるが、苟も應報の觀念を、少くし、刑期中の彼等に社會に於ての適合性を附與すべきが、純然たる自由刑の要素であり、行刑の目的であるとせば、彼等には大なる努力を以て精神と云はず肉體と云はず凡ての方面から、良好なる修飾を加へねばならぬ。そして一旦納得せしめたる美點は社會に出ても彼等の一生を通じて保留せしむる様に勉めねばならぬ。彼等が刑務所に拘禁せらるゝ期間中慢然月日を經過する様な状態であつたり、又は一定の教養を得たとしても、彼等が刑務所内にては、濯順を裝ひ遷善の洗禮を受けて別人となつた如きも、自由の拘束が解かれて一步刑務所の門前に踏み出すや否や、掌裡を翻すが如く善惡を顛倒し、

再び毒牙を社會に逞くする不良の影響を受けたる者があらるとして見れば、現處遇法が凡ての點に於て完全であるとは認め難い。之れは主として精神上の事であるが、肉體上に於ても同じ事であらうと思ふ。勿論本人の先天性又は后天性の素質境遇等にも關係し又社會制度の缺陷にも關係する事は多大であるが、吾人は現實より進むで其基因する不良の點を補足せねばならない。

社會にては刑法を犯す様な者殊に累犯の不良素質で猛悪性を帯びた様な者は、社會に對する大なる危険分子であるから、拘禁して社會と接觸するの機會を與へしめず、隔離すれば足れりとする消極的手段も希望するであらふし、或は精神的にも肉體的にも改善を施して共存生活に堪へ得るものとならしめる積極的手段をも希望するであらふが、從來は主として刑務所で行はれた行刑方法は不良分子の社會との隔離即ち犯罪者の身柄を刑務所に預り置くと云ふ事と、其の精神上に道義的訓誨を施して、改善せしむると云ふ手段に重きを置かれて、科學的

方面殊に醫學的方面より其欠陥を探究して、之れを補充し改過せしむると云ふ方法は充分に行はれなかつたと思はれる。

從來刑務所では肉體的方面にはあまり考慮が向けられなかつた。併し如何に精神のみが訓誨を受けて改過遷善せられたとしても、刑期中に身體に社會へ出てから健全なる肉體の所有者として働き得ない様な不良の影響を受けたとしたら、其人間は非常な不幸に陥るばかりでなく、親戚故舊の難儀となり社會でもあまり良き影響を受けけないのは勿論である。

今教化的の訓誨によりて精神のみが、改過遷善されたとしても、肉體上の健全が伴はないでは其處遇が架空的の構想に過ぎない事になりはしないか譬へば足を傷め杖に縋る肉體で自由の利かない旅人が、日暮れて道尙遠く、志した宿へは到着する能はずして、徒らに精神的に醒めた理解力から煩悶が累ぬるのみで、終に再び暗に閉ざれて、岐路に迷ふ様な状態ではなからうか。釋放者が社

會に出て、いざ働かふ、之れから社會の人に伍して、眞面目に競争しようとした場合に、自己の肉體が其勞役に堪へ得ない劇甚なる社會の競争に、どうしても敗者となるべき運命に結び付けられたと自覺した其時は折角精神的に甦へらうふとした善の萌芽も萎非して、自暴自棄に陥り、再び社會を害する精神状態に逆轉するは必然の歸結である。寧ろ其の悪性の度が倍加する様な事がないとも限らないだらう。左れば受刑者は、精神的にも肉體的にも之れを保護し、受刑者自身にも與へられたる範圍で保健せしむる事、即ち自分自身で體を大切に非衛生的な行爲を抑止する様に教養を施し、他方には衣食及居住の適否、又は作業の關係等を考察して健康を保たしむる事が必用である。

依て此れから、A肉體的方面と、B精神的方面に大別して觀察して見よう。

A 肉體的方面

現今實行されつゝある處遇法が受刑者の肉體に如何に

- 第五 自由生活者（社會生活者）と拘禁生活者（受刑者）との同一年齡期に於ける死亡率の比較對照。
- 第六 受刑者中執行停止を受けた者の中で、自己の疾病の爲めに停止處分を受けた者の病没及其豫後の考察。
- 第七 以上の各項から處遇方の適否の判斷及將來に探るべき行刑衛生の一般方針の確立。

一 國家の中堅を構成する可働年齡者と働

ざる得ざる者との生存比

日本國民が東洋文化の中心となり、過去五十年間に於て非常なる發達を遂げ將來も尙ほ益々隆盛に向はんとしつゝあるは、地勢風土物産等幾多の素因が存在するの故は、云ふまでもないことであるが、何れの國何れの都會でも榮枯盛衰の主因は、國民氣力の威大なること、其繁榮の旺盛なること、否とに基くのである。即ち勃興時代には可働年齡期のもものが多く、其の繁殖力の旺盛なる壯年期のものが多數で、老年期の如き扶養を受くるものゝ數が比較的少數なのは統計の示す事實である。

感作するかと問を發する時は、誰も直に刑務所に於ける拘禁生活は身體に有害であるとの答は出來得る。それは抽象的であつて、精神並に肉體に於ける實際の有害程度及其狀況が何の邊まで過酷であるか、又近來行刑衛生の改善に依つて受刑者一般の健康程度が從來に比し如何様に改善されつゝあるかを適格に知り得たいのは、獨り行刑衛生に従事する者のみならず、行刑の衝に當面せらるゝ何ものが希望せらるゝ處であらふ。それで左の次項を基礎として行刑年報内閣統計年鑑を繰つて調査を行ふて見たのである。

- 第一 國民の中堅を構成する可働年齡の者と働ざる年齢者との生存比
- 第二 自由生活者の中堅たる年齢期のもものが如何なる割合で死亡するか。
- 第三 受刑者として如何なる年齢期のもものが刑務所に多數収容されてあるか。
- 第四 受刑者が收容拘禁されつゝある間に如何なる割合で死亡するか。

自由生活の中堅となるべき年齢期は十五才以上十六才未滿のものとして、此年齢のものが如何なる數に於て存在するかを調査するに次表の如くである。即ち毎年各年齢の者が壹千人存在すると假定して其壹千人中の割合は左の如し。

日本國民年齡別存在比例

年齡別	年次	大正七年	大正二年	明治四十年	明治三十九年	平均
十五才以上	十才未滿	九六〇	九三四	八九四	九一六	九三〇
二十才未滿	十才未滿	一五〇八	一五四五	一五二〇	一七三〇	一六〇〇
三十才未滿	十才未滿	一三〇三	一三七九	一三〇五	一三六二	一三三三
四十才未滿	十才未滿	一〇〇三	一〇一七	一〇〇五	一〇一七	一〇一七
五十才未滿	十才未滿	七五三	七六三	八六〇	八七六	八八八

上表に依て見るに、十五才以上六十才以下の中堅者は五割八分、即ち六割弱であるとして他の四割強は老齡又は幼少にして扶養を受ける者に屬するのである。刑務所に拘禁せらるゝものは、前の六割弱の中から出るのであるから、之れを主として比較對照することにした。



エルマイラ・システムに就いて (承前)

安 齋 保

二、沿革

イー、シー、ワインズ——モンテシノス——オーベ  
ルマイヤー——クロフトン——アイリッシュ、プリ  
ズン、システム——紐育刑務協會——一八六九年の  
委員会の報告と一八七〇年の法律——シンシンナチ刑務  
會議——一八七七年の法律

北米合衆國に於ける刑務所の状態は、今を去る大約五十年前には尤全の域を去ること彌遠きものであつた。大多数の刑務所に於ける紀律は之が管理の任に當る刑務所長の思想、情操によつて、苛酷、殘忍の域に達するものであつたが、弛緩、柔弱とも謂つ可きものであつた。刑

務所長は其殆んど全部が政治的理由の下に任命せられ、各州政權の推移と共に變更せられたのである。彼等の中にも勿論比較的少數の者は眞に適任者であつたのであるけれども、原則として彼等は自己の職務に通曉し之れを實行するに足る迄其職に止まることなかつたのである。大多數の者は受刑者感化の可能性に付き、自信なきことを公言して居る。そうして刑務所はこれ、castano  
が其個人的利益の爲めに經營する偉大なる製造所に外ならず、州社會又受刑者をして各自の勞働によつて、可及的限度の生活費を得せしむ可きことを主張する以外、殆んど受刑者を顧ることなき状態であつたのである。一般に最良の刑務所長と目せらるる者は、年度末に

最上のバランスシートを示し得るものであり、財政上のテストは刑務所管理の優劣を決定すべき第一のテストであつたのである。

之れに對して起つた反動は先づ第一に畏敬すべきイ  
1、シー、ワインズ氏の努力と勢力に歸すべきである。

氏は紐育刑務協會の有爲且忠實なる幹事であり、そうして又一八七〇年のシンシンナチ會議に於て、彼の最近アメリカ行刑改良の始期を劃した北米刑務協會を創立した人である。又ワインズ博士と行動を共にした畏敬すべき紳士淑女の一團があつて彼等は悉くアイリッシュ、システム Irish System の擁護者であつた。但し紐育の有名なテオドル、トワイト博士、ポストンのサンボーン氏、當時デトロイトの刑務所長にして後にエルマイラの刑務所長となつたブロックウエー氏の二の例外を除きては茲に其氏名を擧ぐることを憚かる次第であるが、彼等は北アイリッシュ、システムを北米に移植せんと欲し、又それを北米の政治状態に應ずるが如く、然かく修正

し得るものと信じて居つたのである。されば一八六九年、エルマイラ紐育州立感化院の設立は實に彼等に對して其熱望する機會を與へたもので、余が以下述べんとする新行刑制度(明らかに來るべき現代文化制度である)も正に之れに外ならぬのである。

ワインズ博士はスペインのモンテシノス (Montesinos) 氏、パ、リヤのオーベルマイヤー (Obermayer) の試みた感化院制度の實驗に關する説明書によつて多大の印象を與へられたのである。

Colonel Montesinos は一八三五年バレンキヤ刑務所の管理者に任命せられた。當時同刑務所は舊式なアウグスタン尼院であつて千乃至五百人の囚人を收容して居つたが、彼氏は之を軍隊組織にし、受刑者を數隊に分割して受刑者を下級部隊の士官に任命した。彼は又職業の習得を受刑者に奨勵し、全四十種の作業を行つた時もある。作業場は政府に些の費用をまかせず、そうして其利益の一半は刑務所維持費に充てられた。又刑務所中には學

校があつて二十才以下の兒童は一日一時間の出席を強制せられ、二十才以上の受刑者と雖も希望者は各級に編入せられる。十二人の老兵を除きては一人の看守も居なかつたのであるが、然も逃走者は殆んど悉無であつたと云ふ。モ氏が受刑者の上に持して居つた偉大なる柄、それは受刑者が各自其の善行によつて其の刑期の三分の一に減刑せらるるといふことであつたのである。斯くして氏が管理せたりし間、再犯者の數三十五パーセントより嘘の様であるから言はぬ方がよいと考へらるゝ程度に下降したのである。其後法律の變更あつて受刑者は其全刑期間服役せざる可からざることとなり、従つて右の制度も倏忽にして破壊し去られ、モ氏は辭職し、其後スペインの全國刑務所總巡閱官となつたのであるが、全刑務所を改良する力は無かつたのである、彼は一八四六年發行せられたパンフレット中に斯く言ふて居る。

僅少なる個人的利害心は苛酷なる刑罰又は不斷の科刑を以つてしても尙獲得し得ざるものを克ち得るも

で刑を科するの點にあるのでない。換言すれば、懶惰邪曲の民を容れて能ふ可くんば正直勤勉の市民として社會に復歸せしめる點にあらねばならぬ。

Obernier は一八三〇年バ、リヤ・カイゼルラウテンの刑務所管理者となり、一八四二年ムンニツヒに轉職した、彼は同刑務所に於て六乃至七百人の受刑者が鐵鎖に繋かれ重荷を曳き、暴動的不穩の状況にあり、而して之れが秩序維持の爲めに大約壹百人の兵卒が周壁に、通路に、將た又勞作場に、居室に居るを目撃したのである。

此偉人は須臾にして受刑者の信頼を増し、彼等の鐵鎖を解き、殆んど凡ての看守を解職し、斯くて受刑者を各勞作場の主長に任命した、受刑者感化の點に於ける氏の成功は實に偉大なるもので出獄後の再犯者カイゼルラウテンの受刑者に於いて約七パーセント、ムンニツヒのそれに於て約十パーセントに過ぎなかつたのである。これは氏が二個の有利な事情によつて助成せられたので、第一に當時バ、リヤの初期に於ては多數の受刑者は何等刑期

のである。かるが故に余は管理中、異種の方法により此の有力な刺激を應用したのであるが其結果は常に優秀であつた。而て之が影響の下に不斷に發達した行刑改良の萌芽は、遂に余をして刑務所に於ける最も効果なき方法——改良の凡ての機會に對して最も有害且致命的の方法——は苛酷なる刑罰なることを全く信ぜしむるに至つた。既に犯罪に墮して入所したものを、より墮落せしむること勿れ。此の箴言は斯る場所に於て不斷且普遍的に適用せらる可きである。惟ふに自尊心は最も個人的なる以上、人心中最も有力なる情操の一である。而して或る程度に於いて環境に阿諛追従することを欲せざる徒輩に對しては幾何量の懲罰を以つてするも其目的を達成し得ないものである。酷遇の結果は矯正よりも寧ろ憤怒せしめるものである。斯くて受刑者の心意を惹いて改過遷善に導はしむる代りに之に其背を向けしむるものである。刑罰機關の道德的目的は矯正の點にあるの

の定めなくして單純なる自由刑に處せられたのと、第二に數多の釋放者保護會の活動によつて補はれた完全なる釋放者の監督のあつたことがそれである。

サー・ウォルター・クロフトン (Sir Walter Crofton) がアイリツシュ・プリズン・システムを創設した目的も亦受刑者感化の點にあつたのである。斯くて氏は歴史上モ氏才氏と同列に置かれるのである。此アイリツシュ・システムは世界諸々の方面に於て大いに刑罰學者の賞讃を加したのであるが、其最も賞讃せられたのは北米合衆國である。ワインズ及ドワイト兩氏は史的に重要な一八六七年一月八日の北米合衆國及加奈太の刑務所並に感化院に關し紐育州議會に與へたりポート中に斯く言ふて居る。

「吾人は既決監に於けるアイリツシュ・システムの名を以て知られ又著名となつた制度を以て全体として吾人の知悉する最上のモデル也とする意見を陳ぶるに何等の躊躇をも爲すものでない。而して同制度が極めて豊富且善良なる結果を生ずることに付きて

は既に經驗上吟味せられた所である。吾人は其廣汎なる一般的原理——其細目の全部とは言はぬのであるが——は、同一の結果を以つて吾人自身の國家並に州に適用し得るものであると信ずる。然らば問ふ、アイリツ シュ・システムとは何か。一言を以て謂はば、それは大人の感化院 (Adult reformatory) にして、出所後誘惑に打ち克ち、正しき價值ある生活爲さしむべき手段方法によつて受刑者を教育訓練することを目的とするもの也と定義し得られる。更らに換言すれば、感化を宣言上の目的とするのみならず事實上の目的と爲すもの也とも言ひ得るのである。斯の如きは受刑者の運命を可及的受刑者自身の手に置くこと、換言すれば、受刑者は其勤勉善良なる行爲によつて歩一步抑壓の度少なき地位に進み、他面懶惰邪曲の行爲によつては依然強制抑壓の状態に止まらしむるによつて達成せらるゝものである」。

譯者——

Ex-Warden Hubbell ガイグランド並にアイルランドを訪問してアイリツ シュ・システムの燦爛たる報告を齎らして以來、凡んど同じシステムに心酔して居るけれども、アイルランドに於て習慣犯人が著しく減少したのは所謂 Penitentiary System の不思議な結果と見るよりも寧ろ四六パーセントに達した釋放者の移民に因るものであることである。之れはイタリヤにも其例のあることで、例へば一八八一年及其以後イタリヤが犯罪の減退の振動を示したのは同年に於ける冬の温暖や豊作による計りでなく、更に異常なる移民の増加が主たる原因であつたのである。

紐育刑務協會が自州の爲めに感化院組織の不定期刑刑務所を設立すべきことを主張したのは實に此の思想に鼓吹せられた爲めであつた。

ブロックウエー氏は同協會第二十四年報 (一八六八年) に一文を寄せて「此等の施設に送致せられたる者に

アイリツ シュ・システムは一八五四年頃起つたものである。北米に於ては極めて廣く論議せられ又宣傳されたものであるが具体的には一の施設すら實現しなかつたのである。恐らく北米に於ける行刑學にこれ以上理論上の貢獻を爲したのもなく、又これ程行刑當局者及び外部の改良論者の雙方より同情的熱慮を與へられたものはあるまいと考へる。同システムの網要は不定期刑——勿論それは呼はれ無かつたのであるが——と釋放準備としての點數制による累進的等級制 (Progressive Stage System) と云ふ點で其外 Organ 氏の下に強度の教育的活動と釋放者の監視、保護をも含むて居る。(Sir Evelyn Haegles-Brise: English Prison System, p. 30, 33. N. H. Kriegsmann: Einführung in die Gefängnis-skunde S. 49—et.)

尙ほアイリツ シュ・システムに付きて特に注意しなくてはならぬ點は、北米ベノロチストは一八六五年一對し科せらるゝ刑の定期性を廢止すべき法律が必要である」と言ふて居る。そうして氏は更に斯く言ふて居る。「道徳的類廢の結果犯罪を犯すに至つた者は宜しく其治癒に至る迄専ら之れが爲めに設けられたる施設に附すべきであらう」

(註) 右の論文に於けるブ氏の定期刑廢止の要求は、ワインズ及ドワイト兩氏のレポートの結果によるものと看る可きである。即ち右リポートに於て兩氏は既に斯く言ふて居る。「此刑期の全問題は、余等の判斷によれば、注意深き修正を要するものである。歐米一部の學者は其研究と反省の結果、時間刑 (time sentence) は原則として不可である、宜しく之を廢止して感化刑 (reformatory sentence) をして代らしむべしといふ結論に達したのである」。

斯くて一八六八年紐育州議會は新州立刑務所の敷地選定の爲め委員會を規定し、次で此法案は紐育刑務協會の示唆に基き修正せられて新施設を感化院 (Reformatory) と改稱するに至つた。一八六九年の委員會の報告に曰く

「吾人は刑の言渡（感化院に附する）を實質上感化刑たらしむべきことを提唱する者である。犯人は勿論無期の刑となるかも知れぬのであるけれども、其感化改善せらるゝ迄の刑の言渡を爲すべきものとは優秀なる刑事裁判官であり、博愛論者であるヒル氏（Reorder Hill）の卓説である。然し乍ら吾人は此原則の全部を採用すべきことを提唱せず、本員は本原則は之れを修正したる形に於て試むを安全なりと思惟する。原則として犯人若し五年以下の刑に處すべき時、五年を超えざる範圍内に於て其改善に至るまで感化院に附する言渡しを爲す、これ吾人の提唱する所である。

エルマイラ感化院設立に關する法律は一八六九年通過した。次で翌年ワイズ博士唱導の下にシンシナナ會議開催せられ、同會議に於てプロックウエー氏は各州夫々適當なる行刑制度を設く可きことに關し一論文を朗讀した。（本論文は北米行刑史上稍々著名なものである。）

十五州より五十の刑務所感化院及び大約二十の慈善團體の代表が出席した。そうして其七十人以上は刑務所及感化院の官吏であつたと云ふ。尙同會議は三十七節に亘つて有名な *Declaration of Principles* を行つて居る。併し其全部を一々茲に翻譯することは不必要なものと考へるので左に其一部を抄録することとする。尙其全文は *C. Reorder Hill, The Prisoner's Rights* にも載つて居る。

*Declaration of Principles* —— 第一に刑罰は「犯人改善の特殊の見地より、所犯の害悪に對し犯人に加へらるゝ所の苦痛である」と定義せらる。第二に刑務所規律の最高目的は犯人の改善であつて應報的苦痛を科することではない。其他の節は次の如くである。

受刑者の品性に其基礎を置き、且宜しきを得たる點數制度によつて作成せられたる累進制分類と云ふことは通常の牢獄以上に凡ての監獄に設置せらるべきものである。

希望は恐怖より以上有爲なる作力なるを以て、善良なる行爲勤學事務勉勵に對する、適當なる企劃と之が適用練熟したる賞與制度により、そをして囚人の心意に於ける永在の作

氏は各論文中に犯罪者の性質並に缺陷に關し殆んど凡ての學說の萌芽を示して居る。これは後に氏がエルマイラ感化院の精神並に生活中に實行した所であつて、就中氏は「刑は不定期なるべし、定期なる可からず」なる命題を根柢として居る。又オハイオ州のバイエル博士（Biers）も同一會議に於て不定期刑務所の設立を辯護した。そうしてサンボン氏はアイリッシュ・システムを北米合衆國に移植することの可能を論じた。（註）斯くてエルマイラ刑務所は一八七〇年の法律並に之れが附屬法の下に建設せられたのである。但し受刑者の收容は一八七六年に至るまで其準備に至らなかつたのであるが、同年管理局が定められプロックウエー氏が管理者に選出せられ、斯くして最初の受刑者は同年七月オーバン州立刑務所より同感化院に移送せられたのである。（註二）

註一、この法律は、*Prisoners' Rights Act* である。註二、この法律は、*Prisoners' Rights Act* である。シンシナナ會議はカナダ、南アメリカ及び北米合衆國の各方面に於て、凡ての善良なる行刑制度に必要なものである。

受刑者の運命は適當なる範圍に於て受刑者自身の手に置かる可きものである。受刑者は其能力に應じた境遇に置かれ各自の努力によつて不斷によりよき地位に置かれねばならぬ。統制ある自利心は宜しく之を發動せしめ、且不斷に活動せしむることを要する。

定期刑は不定期のそれに置換せられざる可からず。充分なる改善の證明のみを制限とする刑の言渡は、單純なる時の経過によりて測定せらるゝ刑の言渡と置換せられねばならぬ。

此著名なる宣言書の他の節に於て、次の如き諸原理が書き下されて居る。即ち「犯人改善の完全を期するが爲めには刑務官の心意に、此目的に對する純眞の意欲あるのみならず、囚人感化の可能性に付、眞面目なる確信あることを要する」「監獄制度が眞に感化的たるべきには、囚人又之に協力するの意思あることを要する」「監獄行政に於ては道德力によるべきであつて、身體力は之を加ふる必要ある場合に於ても可及的

に他少しもしむべきものである。「アイリッシュ・ブライメン」システムの最も価値ある部分は愛蘭士に対するが如く北米合衆國に對しても適用せらるべきものと信ずる。「改善も亦時の仕事である。而て社會防衛並に犯人自身の利益に對し慈悲深き保護を與ふるには、刑は感化過程の奏效するに充分なる期間のものたることを要する」。

當年オハイオの知事たりし會長ルターフォード・ビー・ヘイス (Butcherford B. Hayes) 氏が生涯監獄改良事業に其精を盡したのも此會議に於てである。尙又萬國刑務協會並に國際矯正院會議の組織せらるるに至つた最初の一步の踏み出されたのも此會議に於てである。

歴史的正確を企圖した點及びエルマイラ思想のゲネシスと、如何に多くの個人が無意識的に此共同目的に協力したかを察せんと努力した點に於てシンシン監獄の典獄ゲロード・ビー・フネツベル (Geyford B. Furbell) (譯者——目下の典獄は言ふ迄もなく Thomas McKio O'Shorne 氏) も亦適當なる榮譽を荷ふものである。氏は一八六

日、「上來の施設に差致せられたる囚人は凡て適當なる制限の下に其性格を充分に發揮することを許されねばならぬ」と。更に又曰く「マコノキーの點數制、等級制、學校教育、圖書室、講義、競争試験、論争等は、余の考へとしてはアイランドより以上にと考へるのであるが、少くともアイランドと同一程度だけは、凡て北米に輸入し得るものと考へる」と。節點の個所は、原書には無いが、如何なる程度迄フネツベル氏がエルマイラの奉ずる方法を豫想して居つたかを示す爲めに挿入したものである。

フネツベル氏はヒル兄弟の影響を受けて居るし、ヒル氏は又イー・ワインズ博士の心意に影響を與へて居る。ヒル氏兄弟はマッシュニューダベンポート。ヒル氏がパーミンガムのレムューダ一たりし間にパーミンガム監獄の典獄たりしキャブテン・マコノキーの感化を受けたのである。此關係は顯著なる事實である。フ氏は紐育州の北第一流の監獄の管理を行つて居り、ドワイト博士は紐育刑務協會の副會長であり、イー・ワインズ博士は幹事であつた。プロックウエー氏は同州に居住はしなかつたのであるが、ミナガンのデトロイト矯正院の管理者であつ

五年、自費を以てイングランド及びアイルランドの監獄を仔細に研究して、其の觀察と結論の梗概を紐育刑務協會第二十二年報に發表した。其中に曰く「抑々アイリッシュ・システムは以て我國の利益に採用し得るか余は此間に對し肯定的解答を力調するに熱の躊躇をも爲すものでない」と。次で彼は進んで其文を北米に輸入する最善の手續に關する見解に論及し、ユリー鐵道沿線に沿つて、二百乃至三百エーカーの農場を購入し、而て此選定したる敷地に三箇の區劃——各區劃夫々特殊の紀律を具ふる新監獄を設立すべきことを提唱して居る。氏の第一區劃は獨房制であり、其第二區劃は晝間雜居夜間分離——此區劃に於ては點數制が施行せられねばならぬ——であり、而て第三區劃は何等障壁なき合宿であつて、一切の設備は囚人に可及的限度の自由を享有せしむるが如きものである。氏曰く「注意深き囚人分類制は點數を基礎とし、正直に囚人の性格、所爲、勤勉、従順に従つて爲さるべきである。蓋し點數と果敢の改善の必要を囚人の心意に感得せしむることなくして共同生活に分類組織を加ふるは殆んど價值なきことで、之正に記憶すべきことである」と。更に

た。此はフ氏がエルマイラ刑務所完成後之が管理の爲めに招聘せられた時より十年前のことである。以上の事實に照して見ると、アレキサンダー・ウインター氏著、「エルマイラ監獄立憲化院」の巻頭言「一八七六年當時マコノキー多年刑務執行に廣汎且理解ある經驗を蓄積し奉つたフ氏が受刑者の境遇と監督の爲に任命された州委員の前に、犯人の進歩改善の爲め全然「自身作出した體制のプランを提出した」は保證が出来ない。其數行下の「斯くしてエルマイラ刑務所は起つたのである」なる叙述は眞實でない(但しフ氏自身も始め不定期刑は自己の創意によるものと主張したのであるが、其後「Prison Years of Prison Service」中に於て自分は一八三七年の「ハートリーの提案や、マコノキー・クロフトンの事績をも知らなかつたと述べて、其主張を取消して居る——譯者) ハック・エリス氏 (Havelock Ellis) は、ウインター氏の著書に於ける序言中に於て此誤謬には陥らなかつた。即ち氏はエルマイラのフアウンダーは複數であると云ふて居る。然し乍ら氏も亦其叙述せる如く、彼等は歐州に物興しつゝあつた科學的運動に對し何等の智識をも持たなかつた」と言ふ

點に於て誤つて居る。エルマイラのフアウンダーズが術語上  
狭義の刑事人類學者でなかつたことは事實であるが、エルマ  
イラはエリス氏の主張するが如く「彼等の研究の實際的所  
産」ではない。エルマイラ・システムに於ける基礎的原理は  
刑事人類學者の神經的並に心理的行爲、遺傳、進化又は雜然  
たる人類學的定型の存在や證明に關する思索を承認するか否  
かと全然獨立である。兩者を同一視せんとする試みは行刑  
改良事業に害こそあれ益なきことである。蓋しそは然らざる

場合に於て味方たるべき多數人の心意中に反對的偏見を喚起  
するものであるからである。然のみならずそれは全然不必要  
なことである。  
（尙ほ史的考察には Hand book of the New York State Re-  
formatory at Elmira (1906) 及び Z. R. Brookway, Fifty  
years of Prison Service (New York: Charities Publication  
Committee, 1912) 参照——譯者）

感覺と印象の世界に安住し得る人は、刹那の感覺と印象をどう有効に傳へるべきかの言葉を求める。論的な響きの

強い言葉を求め得た時、始めて自己表現の詩を完成したやうな誇りを持つ。

夜空の星の匂いを嗅ぎ、階帷の石の隙り迫るのを見る敏感と、覺の世界は、平凡な生活の世界とは、成程距離がある。

詩の世界は、平凡な生活の世界より超脱した靈妙不可思議な跳躍の世界であるといふ概念は餘りに普遍的に行き渡  
り過ぎてゐる。

さればと言つて、生活に即することを、生活の放縱な暴露であるとの表現的概念も餘りに普遍性を持ち過ぎて居る。

言ひかへれば、自己を證し愛撫する自己肯定に對して、自己を呵責し辱遇する自己否定の弛緩する處に、左様な

概念の動く空虚を生ずるのではないだらうか。

鋭敏な感覺と印象の世界は、成程證識に値ひしきといふ言ひ得ないであらう。それを表現する端的な響きの強い言葉

もそれ自身値つけられるものが絶無ではないであらう。それは容貌の美しい女ほど美しいお化粧を要求する本能要

する感覺と印象は多分に誘惑性を持つと言ひ得よう。

### プロベーション(監察制度)の發達

ニューヨーク州ナショナル、プロベーション、アソシエーション主宰

チャールレス、エル、シュート

K. N. 生

左の一節はニューヨークのナショナル、プロベーション、アソシエーションの主宰たるシュート氏が一九二一年フロリ  
ダ州チャクソンビルに於けるアメリカンブリズン、アソシエーションの第五十一回例年會議に於て演説したるものでアメ  
リカに於けるプロベーションの發達が簡單にまとめられてゐる。プロベーションの問題は將來日本に於ても必ず論議さる  
ゝ時期が来るだらうと思はれるので茲に譯出して見ました。  
プロベーション (Probation) とは、茲には「監察」と譯して見ましたが、元來試験するといふ意味で、或る種の  
犯罪者を直ちに處刑しないで、其まゝ社會に置いて行動を試験するの意である。監察とはその犯罪者を傍から監視  
(Supervision) してゐる意味で、言ふのです。  
少年に施されるプロベーションは已に日本にも少年法中に規定されてゐて觀察と稱せられてゐます。(K.N.)

犯罪を精神上、肉體上並びに道德上の疾患又は阻害と  
して箇々の事件に従つて診察治療せられるべきものとす  
る近代の觀念は犯罪は處罰せられ防遏せらるべき放縱自  
態な非行であるといふ古い單純な解釋とは甚だ異つたも

のである。此の後の解釋古い觀念は原始的で、非科學的  
で、醫學上並びに社會學上の研究の結果には調和しない  
ものである。此の古い觀念では有罪の宣告の下された特  
殊の犯罪に従つて犯罪人を一様に處遇せんとするもので

一時的にか又は永久に法を犯したものを不利の地に置かんとするもので、而して犯罪人を除去することにより犯罪を絶滅し、假借する所なき峻厳なる科刑を以て他の社會の人々を恐怖せしめて以て法の埒内に彼等を制縛せんとするものである。

具體的にも抽象的にも犯罪を防遏し且つ治癒せんがためには吾人はその原因を發見して之を除去しなければならぬ。之を爲すためには先づ犯罪人なるものを理解し研究し、而して彼の置かれた四圍の事情を調査しなければならぬ。先づ箇々の犯人を診斷した後、進んで箇々の條件に相應した療法を施すべく、と同時<sup>ニ</sup>に犯罪を發生せしむべき社會的原因を除去するに努むべきである。かくしてこそしかも只だかくしてのみ吾人は犯罪を阻止し由て以て社會を防衛することができるのである。

かういふことは何んでもない分明りきつたことのやうに見えるが、今日の多くの人々は此の眞理を理解することをしないのである。却て吾人は更に一層刑罰を峻厳な

について彼等が推賞した方法は、凡ての時代を通じて犯罪を絶滅するに失敗した所のその方法なのである。實際其の宜を得ない無差別な刑罰は常に犯罪を治療するよりも寧ろ之を醸成したことを證據立てるべき多くの證據が存してゐるのである。

最近の報告でシカゴ市の刑務委員は次のような意味の深いステートメントを發表してゐる。曰く、「若しアメリカの各都市が犯罪防止の問題に成功したらと思ふならば、罪人といふものを理解しなければならぬ。元來意向は悪くないのであるが毫も犯罪と犯罪人とを解してゐない人々が餘りに刑法の施行について干渉し過ぎるのである」と。

此の事は餘りに眞實過ぎることで、プロベーションについての此の論文の眼目とも言ふべきものであるが、不幸にして此の報告の筆者は、「市民の行爲を支配してゐる正直慈愛正義の原則は犯人の心には存してゐないのである。犯人の解する所のものは只だ暴力の行使である」と

らしむべしとの世論を聞くのである。プリズン・リホーム(かんごく改良)は罪人を甘やかす("coddling of the criminal")ものであるとの攻撃を耳にするのである。而して社會の或部分では「プロベーション」や不定期刑や、パロール(假出獄)の如き専ら箇別處遇の主義を實行しようとする方法の已に是認せられたものについてすら攻撃を加ふものがあるのである。

シカゴ市の刑務委員(Crime Commission)は市の腐敗した能率の上がない警察並びに司法行政を革正するに努めて其功多かつたのであるが、その發表した報告によつて見ると、罪を犯したものを邪道から取戻すことによりて犯罪を防止するといふ現實の問題に對する理解が全く缺けてゐることが明かなのである。

此の委員はビヂネス、マン(實業界の人)の集りで、世間普通の人のように先づ第一に生命財産を保護し且つ平和秩序を維持することに興味を有つてゐるのである。然しながら此等の行政の根本的な第一の任務を完成する

曰うてゐる時に、少くも犯罪人といふものを理解してゐないといふことを示してゐるのである。此の態度は其自身單に人道とキリスト教の主旨に反するのみならず、事實と一致してゐないのである。キリスト教でいふ「罪ある人(sinners)に色々な種類のあるやうに、犯罪人にも種類があるのであるが、一つの階級として、犯罪人の精神上並びに道徳上の天稟で改善を試みることの望みのないやうな内在的な差異と稱すべきものはないのである。

犯人を理解せんとする希望と犯人を改善せしめんとする憐みの深い實際的な試みから、アメリカの裁判所に於けるプロベーションの制度(Probation system)は生れたのである。此の制度は二箇の階級を有つてゐるのである。(一)は準備調査(Preliminary investigation)であつて、起訴された箇々のケース(事件)について犯罪の原因を理解するの助けとなるべき、一身上並びに社會的事實を蒐集せんがためである。(二)は監視(Supervision Follow-up work)である。プロベーションは

社会事務の方で云ふケース、ワーク (George Work) と全く等しいもので、夫れが只だ法律上の一箇の組織となつて裁判所に於て行はるゝに過ぎないのである。プロベーション、ワークは初めは裁判所に特派されてゐる私立團體の有志並びに代表者の仕事から生れて來たもので、漸次政府の繼承する所となりその庇護の下に發達し、終には多數の裁判所の職務の主たる部分となつたのである。プロベーションはアメリカの創意にかゝるものである。それは一八七八年ボストン市で初めて法律上認められ、マサチューセツ、州に發達し、而して漸次アメリカ全土に擴がつて、今日では終に合衆國の各州に實施せらるゝに至つたのである。所謂文化の進んだ國では、大抵は或形式で法律上プロベーションを認めてゐるのである。其の中で例へば英國及びキナダはアメリカのシステムを模倣したものである。然しながらアメリカでも多くの州の法律はプロベーションの利益を與へられた犯人の階級に關して制限を受けてゐる。而して有給の監察司 (Probation Officer)

probation officer) を有つてゐるものは多くの州に於ても二三の都市に限られてゐるのである。

合衆國の州の或るものに於ては、少年裁判所は設立されて居り、之と共に勿論プロベーションも具備してゐるのであるが、然しながら「成年者に施されるプロベーション (Adult Probation) は尙ほ未だ知られてゐないのであつて、たとへ知られてゐるにしても毫も發達はしてゐないのである。今日合衆國で法律を以て成年者のプロベーションを規定してゐない州は十三箇州で、フロリダも其一である。残りの三十五箇州ではアダルト、プロベーションは在るには在るが、其内の多くではそれは輕罪及び初犯に限られて居り、二三のものは單に家族の扶持をなさず及び家族を遺棄したものに適用してゐるに過ぎないのである。

法律でアダルト、プロベーションを規定してゐる州に於て如何なる範圍にまでそれが適用されてゐるかを示すに足る調査は尙ほ行はれなかつたのである。最近合衆國

少年局 (Children's Bureau) で行つた調査によるとアメリカで少年を取扱つてゐる裁判所の五十五パーセントは、プロベーション、オフヒサー (少年保護司) を任命する權あるにも拘らず一人のオフヒサーも任命されてゐないのである。

之に由て觀れば成年者のプロベーションを取扱つてゐる裁判所で有給のプロベーション、オフヒサーを任命してゐないものが更に一層多いパーセンテージを有つてゐるのは疑ひを容れないのである。今日合衆國で法律の規定で各裁判所で有給のプロベーション、オフヒサーを任命してゐる唯一の州は、此の事業の先驅者たるマサチューセツ州である。ブローモント及びロードアイランドの二州は凡ての裁判所に州の任命にかゝるプロベーション、オフヒサーを有つてゐる。ニューヨーク、ニューヂャージー、コンネチカウト、イリノイズ、ミネソタ、カリホルニアでは州を通じてアダルト、プロベーションが行はれてゐると云つて可いのである。少くも大裁判所の凡てに

はプロベーション、オフヒサーは任命されてゐるのである。南部を通じてはアダルト、プロベーションは法律に規定されてゐる處は甚だ少ないのである。チオルジアに於てはアダルト、プロベーションは法律に規定されてゐて、有能なオフヒサーはアトランタの成年裁判所で活動してゐるノースカロライナ、テンネツシー、及びバージニアに於ては大都市には多少成年のプロベーションが行はれてゐる。

プロベーション、ワーク (監察事務) は犯罪を取扱ふ凡ての裁判所に必要なものである。各州に於て少年成年を通じてプロベーションのシステムの採用せらるゝに至るのは唯だ時間の問題だと自分は信じてゐるのである。成年並びに少年の裁判所兩者共にプロベーション、オフヒサーなくして公平に有效にその職責を盡くすことはできないのである。長い經驗を有つてゐる或る判事が、「プロベーションは裁判所の耳目である。プロベーション、オフヒサーは判事と同じく司法事務には必要なものである」

と曰つたことがある。

プロベーションの價值と成功とは長い間之を採用してゐた州に於ける發達並びに結果から判斷され得るのである、マサチューセッツ州に於ては一九一九年中に二萬四千人以上が監察に付せられ (placed on probation) たのである。これだけの人数は其年に刑務所に送られたもの、三倍に達してゐるのである。その年の末にプロベーションに付せられてゐたものは一萬五千人で凡ての刑務所に在りしもの、五倍以上であつたのである。

マサチューセッツ州の刑務所收容者は過去二十年間に於て殆んど九千より三千以下に減じたのである。プロベーションの適用範圍の擴大されたことが此の減少の主たる原因であるのは疑ひもないのである。州に於ける各裁判所が有給のプロベーション、オフヒサーを具備してゐるといふことが、判事をして凡ての犯罪件数の二十五パーセントを毎年プロベーションに付せしむるを得るのである。マサチューセッツ州に於ては二十年以上新しい監房が

作られたことなく、多くの拘留場 (Jails) が廢止され

たことが報告せられてゐる。マサチューセッツ州のプロベーション委員 (Commission on probation) は一九一九年に於けるプロベーションの凡ての件数の八十一パーセントは満足の結果を見たことを報告してゐる。

ニューヨーク州に於ては一萬九千六百人がプロベーションに付せられたが、その三分の二は成年者であつた、一九二〇年の末に於てプロベーションに付せられてゐたものは州の凡ての矯正院に在るもの數より多きこと五千三百人であつた。刑務所に於ける收容者は一九一五年以來斷えず減じつゝあつた。今迄に報告せられた成功した監察件數のパーセンテージは驚くべき程度に於て年から年に増加してゐて、マサチューセッツ州及び其他の州に於ける結果と密接に一致してゐるのである。一九二〇年に於てはニューヨーク州に於ける凡ての被監察者 (Probationers) にしてその年の間に監察期を終了したものの、七十九パーセントは無事成功して釋放されたのであ

る。

ニューヨーク及びマサチューセッツの兩州のみならず、他の州に於てもプロベーションは益々廣く好結果に施行せらるゝに至り、現在はアメリカを通じて約二千の有給のプロベーション、オフヒサーが活動してゐて、その數は續いて増加してゐるのである。

然しながら警察の適用の増大に關する統計は之を保證するだけに満足なものではないのである。是に於てか、此の方法によつて犯罪が防止せられ又は減少せられたか否の疑問が先づ答へられなければならないのである。多くの州に於ける收容者の減少は此の事を肯定してゐると思はれるのである。然しながら押しよせた「罪波」

(“Crime wave”) は如何。之に對しては予は何處に

も一般に犯罪の増加を示す統計は發表せられなかつたと答へるのである。

シカゴの刑務委員は明かにシカゴには罪波はなく、却て去年一年間には重罪に於て著しい減少を見たといふステートメントを出してゐる。ニューヨーク州の大都市に於ける四十二箇所の裁判所からの統計は一九一九年に比して一九二〇年の一年間には凡ての起訴件數に於て約一萬件の減少を示してゐる。成程或二三の都市には目覺ましき掠奪犯や、一市を驚動するようなホールドアツプは疑ひもなく或る増加を示して、非常な評判になつたが此の現象は主として都市の不安な状態並びに戦後の影響に歸すべきものゝように見えるのである。

公 憤

怒りの言語を發することも、時と場合とに依りては相當なるのみか、必要なるものなり、許偽殘酷利己の人  
に對しては、憤怒を示すべき務あり、凡そ眞の感情ある人は卑劣又は醜惡なる事に對しては、言を挟むの義  
務なき場合と雖も自然發憤を禁ぜざるものなり

# 普選法と刑餘者

江南生

普選法案は、大正十四年三月廿九日午後五時二十五分上下兩院を壓倒的の大多數を以て通過した。願れば第十八議會納稅資格全廢、二十歳以上大選舉區制の普選案が提出せられて以來、幾回となく案は議會へ送られ、やつと第五十議會に於て會期延長の詔敕が下ること三回、幾多の波瀾曲折を経て圓滿に解決を告げ、次の選舉から確實に施行さるゝ段取となつた。

**刑餘者の選舉權** 帝國臣民たる男子にして年齢二十五歳以上の者は選舉權を有するを原則とす。刑餘者即ち釋放者も選舉權を有し、國家の政治に參與すること

になつたのである。舊法に於ても刑餘者が選舉權を有する場合は皆無でない。あつたのである。然れども舊法には、直接國稅三圓以上を納める者との要件があつたから、その多くは無産階級に屬するを以て刑餘者は此の點から選舉權を有しないのが多數であつた。新法は刑前に關する缺格條項を第六條第六項に増加したもの、納稅資格を撤廢しか爲結果より見て多數の選舉權者を出す譯になり刑餘者にして國政に參與するを生ずるに至つた。この意味から幾何の有權者を得たかは之に關する統計なきため直に計上し得ざるを遺憾とする。新法の刑罰關係か

ら見た資格條項を擧げると。

**刑罰關係に基く缺格** に付ては第六條第五號乃至第七號に明記されてある故に之を三段に分つ。

(一) 選舉權がない者

六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は選舉權がない。これは舊法の第十一條と同じである。

但し復権を爲した者は、勿論凡ての權利は回復する。

(二) 五年間選舉權のない者——刑期の二倍に相當する期間——六年未満の特定懲役刑、即ち特定の罪を犯し六年未満の懲役の刑に處せられたる者は、其の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる時と雖も直に選舉權は得られない。一定の期間經過の後選舉權を附與せらるゝ、其の期間は「最短期を五年とす」と即ち其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後、其の刑期の二倍に相當する期間を經過して後始めて選舉權が生れる。然し刑期を二

倍して五年に足らざるときは、之を五年として計算する定めになつて居るから、どうしても刑期終了後五年を經過せねばならぬ。特定の罪を刑法典から見ると左の通りである。

- ① 第一章皇室に對する罪、③ 第三章外患に關する罪、⑨ 第九章放火及失火の罪、第十六章通貨偽造の罪、第十七章文書偽造の罪、第十八章有價證券偽造の罪、第十九章印章偽造の罪、第二十章偽證の罪、第二十一章誣告の罪、第二十五章贈賄の罪、第三十六章竊盜及強盜の罪、第三十七章詐欺及恐嚇の罪、第三十八章橫領の罪、第三十九章贓物に關する罪、
- (三) 濟めば直に選舉權が得らるゝ者、六年未満の「禁錮の刑」に處せられたる者又は前に擧げた罪以外の罪、例せば國交に關する罪、公務の執行を妨害する罪、往來を妨害する罪等を犯し六年未満の「懲役」の刑に處せられたる者は其の執行を終り又は執行を受くることなきに至つた時は直に選舉權を得らるゝのである

法文に何々の刑に處せられ其執行を終り又は「執行を受くることなきに至る迄の者」とあるが故に刑の執行中は勿論假出獄中、刑の執行停止中刑の執行猶豫中、執行未着手の者等は缺格者となる。

### 歴史的に見た刑餘者の社會的地位

今でこそ刑餘者にも選舉權は與へられ、國政に參與する名譽はあるか昔しはどうであつたか、徒に權利のみを主張する傾向のある今日歴史的に之を考ふるも亦た無益のことにあらずと思ふ。刑餘者の社會に於ける地位と云ふやうな問題は、之に直面した書物もなければ文献も尠い。大寶律令によると貴族、良民、雜戶、賤民と見へて居る。當時所謂刑餘者は如何なる部類に入つてゐたか、文學博士喜田貞吉氏はこの四つの者の外多數の者を認めてゐる、曰く「當時賤民といはれても國家から存在を認められ、それ／＼戸籍帳に載つて居るが此以外實は尙多數の人類が生活してゐたのである。戸籍にない無籍者がある。之を

稱して「非人」と云ふとあり。人間以外即ち畜生仲間と云ふやうに取扱はれたものである。刑餘者即ち釋放者は當時此の非人の部に入つたのではないか「罪ありて戸籍から除かれ非人となる」非人某と稱せられた、とのやうな文献はある。一口に云へば、刑餘者は「奴隸」であつた。云ふまでもなく奴隸（奴婢）は古々と同じ人ではあるが、他の人の權利の目的物で所有物として取扱はるゝ物である。此の奴隸制度は大寶律令の當時國法上認められてゐた。其の後武門封建の世に至り、北條氏が式目五十條を撰定したが、刑餘者の待遇に付は寡聞にして明かでない。應仁以來諸侯が相互に戰爭して天下は亂れる刑餘者を顧るやうな餘祐はないと思ふ。徳川時代に於ても刑餘者は實にみじめな者であつた。徳川律圖の屬罪圖に矢張り大寶年代を想起する「非人手下」なるものあり註に非人手下は非人刑に下付し其籍に編入す重き者は遠國非人手下と稱すとあり、又婦女鬪罪圖に「奴」なるものあり。註に奴は其の本籍を除き請ふ者あれば下付して

奴となさしむ。然し請ふ者なければ禁獄すとある。其の他寄場役夫なるものありて佐渡國鑛山、江戸佃島に發遣して之を使役す。現時に於ける釋放者保護の如きものであると思ふ。要之に刑罰の多くは主權者の所在地より追放し、又は遠島に流し罪は死罪とするを以て、刑餘者の社會的地位の如きは何等顧念せられざりしものと信ぜらる。

### 『參考』

(一) 初め奴隸は如何なる所から起つたか、日本の昔の奴婢には種別が五つになつてゐる。陵戸と云つて天皇の御陵に近寄る賤民、官戸と云つて各役所が主人になつて使つて居る奴隸、家人と云つて各家族が持つて居る奴隸。（法學博士有賀長雄）

(二) 陵戸は歷朝天皇の山陵を守る民にして、其初は罪科のある者、を徒刑に處し、御陵の掃除其他なにくれと使役せしが、子孫其業を受けつぎて、遂に一種の部族となりし者なり。又官戸は政府の諸職業を執事はしむるものにて、元來、罪人、かどの子孫を没官したるなり。（關根正直）

(三) 没官（奴婢になるに原因）とは或罪を犯した者の親族を、連座としまして官に没し、或は不當の結婚をして良民と賤民との間に出来た子は官に没せらるゝので、賊盜律に「謀反及大逆は皆斬、父子若くは家人資財田宅并に官没し、年八十及篤疾者並に免せ」とあり。云々（法學博士有賀長雄）

### 大正聖代の恩惠

或る一部の者を除き多數の釋放者に選舉權は與へられた。昔しの奴隸即ち人でありながら權利の目的物とせられた犬猫同様の刑餘者が、大聖の聖代に遭ふて一躍國政に參與する權利を認めらる。吾人は釋放者の差別待遇撤廢を主張するが、かやうに權利を與へられてみると感激にたえぬと同時に、最も大なる責任が加へられたのである。國政に參與する……刑餘者の身分にして、この與へらるゝ國法上の根本觀念を考察するとき聖代の恩惠に感激せざるを得ず。即ち刑餘者をして消極的に改善せしむるより更に進んで積極的に改善せしめんとするのである。選舉權を與ふと云ふは單に一角の現れで、更に／＼に法の根本は犯罪人の改善を促

さんため積極的の誘導として、刑餘者の公権を認められ  
た譯であると思ふ。何となれば國憲を亂る者をして國政  
に參與せしむる要あらん。これ吾人の特に記憶すべきこ  
となりと信す。吾人は刑餘者並に現に刑を受くる者に對  
し此の意味を以て進み、選舉權の附與は國家に對する大  
なる義務なりとの自覺を與へ、その自覺は先づ第一に彼  
等の精神の改善を前提とし、然る後國政に參與する義務  
を盡すを以て、大正聖代の恩恵に報ゆる所以であると確  
信するのである。

### 扁桃腺肥大と作業能率に就て

新海鐵義

#### (イ) 概要

専門的の論議は止めまして我々が風邪に強く罹つた時  
に咽頭が痛くなりまして此時鏡に向て

と大口を開いて見ますと懸壺垂の兩側に赤く柄の實大

に腫れて来るものが扁桃腺でありますから扁桃腺肥大は  
醫者でなくても素人によく解ります。

此扁桃腺肥大は常にあると小學兒童などに密接な關係  
がありまして、此れが爲めあわれ未來の大秀才も其の若  
芽をふく事なく空しく一介の低能兒となり、果ては社會  
の落伍者となる者です。

我が少年刑務所に於きまして、此の顯著なる事例を  
得ましたから、次に御報告する次第であります。

#### (ロ) 實驗例

大正十四年一月廿五日頃より二月廿日頃にかけて流行  
性感胃まがいの感冒が當地に流行しました、刑務所も又  
人間の住所する所で、此の有難からぬ天の恵みは、平等  
に各人の身に襲ひ掛て約三割と云ふ患者數を得ました  
が、幸にも大低三日位で全治してしまひました。

此時十八才以上の準少年處遇者中に、感冒に罹つて扁桃

#### (ハ) 治療法

私は外科的に切除術を施行したのは、二五番一例  
のみで他は

アスピリン

一、〇

鹽酸キニーネ

右一日量分三包毎食后一包宛

の内服薬の外に、含嗽剤を與ふるのが至當であります  
が、刑務所では投薬瓶の關係及び其の他の關係で専ら含  
嗽剤代用の塗咽法を施行しました。

方一、 沃度 一、五

沃度加里 五、〇

グリセリン 五〇、〇

メントール 七、〇

酒精 三、〇

鹽酸コカイン 五、〇

グリセリン 五〇、〇

蒸水 五〇、〇

腺肥大を伴ふ者と伴なはぬ者との間に、作業能率に甚し  
き差異あるのを發見しました。次に其數二十例中最も顯  
著なる者二例を掲げて見ます。

註、綿工操方作業者にして一日の課程を665とす

二五番	780	670	140	130	110	140	130	120	580	780	1,280
一九番	880	1,370	200	230	240	400	900	1,370	1,360	1,060	
割狐を附しました日											
感冒罹病局扁桃腺肥大の有た日の作業能率數です。											
次に扁桃腺肥大を伴なはざる感冒患者では次の様であります。											
二七番	980	590	1,040	900	880						

則ち特別の差異を認める事は出来ません、

更に原料の如何に依て幾分の能率異動は有りますが、幸  
にして此の統計日前后には、其の様な關係は有りませ  
んでしたから、一言附記してをきます。

方三、 硫酸マグネシウム 六〇  
グリセリン 三〇、〇  
酒精 三〇、〇

右三液の内第一液は普通に塗咽料として使用さるる物でありまして、對照として使用したのですが、第二液は其効果寧ろ第一液に劣る位に考へました。

最も適當と感じましたのは第三液であります。

第一 扁桃腺縮小の効力第一液に劣らざる事

第二 痛苦の爲め唾液の分泌盛んとなり流涎して殆ど含咽劑を使用せし時の効力と同等なる事

右二點であります、此れには勿論種々の論議も有る事とせうが、刑務所の如く藥品に一定の制限を加へられて居る所では、此位がベストを盡した所かと思ひました。

### (二) 結論

以上の例に依て見ますと扁桃腺肥大は作業能率に密接な關係を持て居るのであります。

### 四、結

#### 序

人生の總ては人に出で、人に版る、萬有皆これ人を離れて考ふる能はず、學校も公園も、人の爲めに必要であり、道路も電車も人ありて必要である、神社佛閣官公衙、猫も杓子も同様である、唯直接であるか、間接であるかの違、ひに過ぎぬ、斯く考へ來るならば、刑務行政も亦決して此外に出でないことに、想到するであらう。

### 行刑の目的對象

刑務所も亦人を離れて其存在を認むる能はず、従つて刑務所の事務も人を離れて存在せず、行ふ者も人であり、行はるゝ者も人である、唯行刑事務の性質に因り、直接のものと、間接のものとの、相違あるに過ぎぬ、然らば刑罰執行即ち行刑の目的とする對象は、人であると、決定して差支へ無いであらうか、頗る疑はしい、………人面獸心——人非人——と言ふ様なことを昔から言ひ傳へて居るが、一体何のことであらう

我々は刑務官吏として其職を奉ずる以上常に受刑者收

容時の疾病を治療するのみならず之が釋放後の作業能率と云ふ事も考へなくてはなりません、云ふ迄もなく作業能率が益々亢上して行く時は此れに對して愉快満足の結果改心の狀も又顯著となるは自明の理であらうと思ひます。

故に我々は受刑者の遠き將來をも慮て、若しも咽頭加答兒治療后尙扁桃腺肥大を残す様な事が有りましたら勉めて耳科的切除術を施行して過根を將來に残さぬ様に至りたいと考へて居ます。

### 行刑の目的對象と其障礙

中島卯太郎

#### 一、序

#### 二、行刑の目的對象

#### 三、目的對象と其障礙

か 或る書本には、人面獸心とは、義理をわきまへず恩義を知らぬ人と言ひ、人非人とは、不義非道の人、を謂ふのであると書いてある、其通りに違ひは無い、これで見ると義理や恩義を知らぬ不義非道の者ではあるが、矢張り人と云ふ上には何の違も無い、唯其人の心得が間違つて居つて、行ひが悪いと言ふに止まる、其不心得を悟り、之を矯正し、行ひを改むれば、別段不思議な人間ではないのである、心得が違つて——、行が悪いと言ふのは、之亦何のことであらうか、頗る紛はしい、併し刑務官の立場からは、これを社會的道德的に決せねばなるまい、共存共榮即ち共同生活の幸福圓滿を土臺として考へなければならぬ、單に社會的法律上から權利呼はりをして、義理人情を無視するならば、人生は無味乾燥と爲り、温まりなき寂しさを感ずるであらう、故に是非義理人情を加へて見て、其上で決せねばなるまい、而も精神界のことに至りては、法律の上からは如何とも爲すことは出来ぬ、行爲として現はれてこそ、初めて法律關係を

生ずるのであるから、特に此點は考ふべきものであると思ふ、刑務官の職務は其性質上、最も能く此點を表はして居るのであつて、行爲のみを改良すると言ふのが分でない、進んで精神界を陶冶改善するものでなければならぬ、夫れには、義理人情をわきまへて事に當ると言ふことが肝要であつて、これありてこそ、初めて精神界の矯正が出来るのである、行刑の目的が善人製造である以上は、精神界の羈絆は蓋し何より力強きものであらう。

善人製造は人の精神の改善と行爲の改良である、故に窮極は、精神と行爲が行刑の目的對象となる譯である、若夫れ惡しき精神が改善せられ、不正の行爲が改良せられたならば、行刑は其目的對象を失ふが故に、終焉を來すのであるから、最早行刑の必要は無いこととなるのである、斯かる場合に仮出獄なるものゝ活用を見るのであるから、刑法の規定は實に行届いたものであると、感ぜずには居られない、よく其罪を惡むで其人を憎まず、と言ふことを謂つて居るが、之は行爲と其人とを別けて觀

たものであつて、其罪には刑罰があつても、其人には無いと言ふのは甚だ判らないが、要するに、行爲夫れ自体は眞に憎むべく罰すべきであるが、人其ものは左程憎むに當らない、世の中に罪すべき様な悪い事情が存在して居るから、人が其事情の中に陥るのであつて、若其の事情が存在せざりしならば、決して惡に陥ることはないのである、併し惡と言ふ事情が在つた爲に、遂にこれに陥つたのであるから、其事情たる惡さへ除去すれば、元に販るのである、所謂…… $Y + 善惡 = 強Y \dots \dots 強Y - 善惡 = Y \dots \dots$ であつて、プラス、マイナスである、と謂ふのである、そこで行刑は即ち其事情を除去するのが役目であると言ふこととなり、惡しき精神を陶冶改善し、不正の行爲を改良するのが行刑の目的であつて、精神と行爲が目的の物体であると言ふのは、稍肯綮に當つて居る。

行爲は精神の現はれであり、意思の表現であるから、精神を陶冶し改善せば、行爲は自ら改良せらるべきことゝ爲る、故に精神改善とすを以て足り、行爲の改良と

言ふことは擧ぐるの必要はない、と言ふ者もあるが、夫れは直ちに首肯し難い、何となれば、行刑に作業を課することを其一要件と爲したのは(但シ懲役)此點に深き理由の存することを知らねばならぬ、人の世に立つて衣食して行くには、勤勞せねばならぬ、勤勞する、仕事を、と言ふ精神が確實に養成せられ、悪い事は爲さぬと決心して居ても、勤勞の修練が出来て無く、手に何等の職を有せない者は、遂に衣食に迫られ困窮の結果惡としりつゝも亦惡に陥るのである、これは其事例に乏しくないものであつて、作業が労働慣習の養成と職業訓練であると言ふことは茲に其意義を見出し得るのである、併し劈頭に於て言つた様に、萬有人を離れて存在せず、精神も行爲も善も惡も人其のものとして終始する、若し人から精神と行爲とを取り去れば、残るのは軀體即ち身体のみである、身体のみ在れば普通には先づ人と謂つて居る、死

無いに注意せねばならない、行刑上の身体は眞の目的の物体では無いことは、前に精神と行爲が目的の對象であると謂つた理由に依つて判断が出来る、又刑法の精神に鑑みても判ると思ふ、文明國の刑法が、自由刑を以て刑の本位とし、身体刑や名譽刑を廢したのは、身体に害を加へたり、耻辱を與へて名譽を毀損すると言ふ様なことは、行刑の本質と相容れないものである、とせられた事に依つても判るのである、こゝで又文明の刑法が難有くなるのである。

人に口なしとか、人の死体とか言ふのは、皆軀體を指して言ふのである、けれど人の身体であつて身体の人では

以上の通りで、身体は行刑の目的の物体ではない、精神と行爲であると云ふ點に到達し、必ずしも誤つた觀察ではない様である、併し此に所謂精神や行爲は無形のものであるから、之を捕へて刑罰の執行は元より不能である、夫れは自由刑の執行であるからである、精神は身体に宿り、行爲は意思に基く身体の動靜であるから、執行の手段は有形の身体に對して行はるゝのである、従つて販する處の半面であつて、行刑の目的の物体は人であると

謂つても強ち理由なく、不當であると、咎むべき程でもない。

目的對象と其障礙

前に言つた様に、行刑の目的對象は、種々に考へ得るものであるが、概する處人であると言つて置いて、其人を三個の方面から見ると、精神身体行爲とすることが出来る、此三のものは常に人を形造つて居て、分離すると、遂に其成立を危くすることになる、故に其の一のものに對する障礙は、人の存在を危くし、延いて行刑の目的對象を失はしむるに至るから、其障礙の點のみにつき、順次考へて見ると。

精神障礙……精神は人を形造る一つであるから、其障礙は、當然行刑に影響を及ぼすのである、監獄法には別段の定めが無いから、唯教誨に依りて其障礙を未然に防止するか、醫療を受けしむるの外はない、刑法を見ると、十四歳未満者（精神未熟者……無能力）心神喪失者（持續的強度の精神病者……無能力）心神耗弱者

頗る明かである。

今當所に於ける最近五ヶ年の、此種停止の状況を見るに、左の如きものである、但し刑事訴訟法改正以前に於ては、絶對的の條件と爲さざりし爲め、皆無の状況なりしは、注目に値する。

精神障礙に因る刑の執行停止

大正九年	(心神喪失)	—
大正十年	(同)	—
大正十一年	(同)	—
大正十二年	(同)	—
大正十三年	(同)	—

計

身体障礙……是亦人を構成する一要素である、其

障礙は種々の影響を存する、刑法は啞啞者を擧げて其責任を免除し、又は輕減して居る、行刑中の事情に付ては、刑事訴訟法は、其第五百四十六條に於て、重病者、老弱者、(七十歳以上)、妊婦、産婦、及其他の場合を擧げて居るのである、茲に最も注意すべきは、精神と行爲

(精神不健全又は輕度の精神病者……減弱能力)等を擧げて居る、そして其責任を免除し又は輕減して居る、民法にも此種の規定があるが、行刑とは深き關係を有して居ないから、擧ぐるの要はない、刑法は斯様に其精神障礙を大事に取扱ふて居るが、これは罪を裁判する場合の定めであつて、判決あり、其判決が確定し、刑の執行中に於て此精神障礙が發生した場合、之を如何に取扱ふかは、刑事訴訟法に定めがある、夫れは心神喪失の状態に陥つた場合であつて其痊癒に至る迄刑の執行を停止すると言ふ、第五百四十四條の規定と、其他の場合の停止とである、眞に當然の事であつて、心神喪失の者と雖、等しく人には違ひないが、其人を形造つて居る、一要素に障礙を來したのである、行刑の目的對象の一個を失ふたのである、斯様な者に對して、精神の陶冶、改善を企て、何等の効果のあるべき理由は無いのである、故に障礙の存する間、一時執行を止めて、効果のあるべき時期に於て、精神の改善を爲すと言ふのであるから、事理

の障礙に付ては、行刑の目的對象と見る關係上、常に其目的を達し得ざるや否やに由りて、其取扱を決して居るも、身体障礙は、主として徳義の觀念に基き決せられて居ることである、これは其一面に於て、行刑の目的對象が何であるかと言ふことを、裏書したものであると思ふ、即ち重病者は父母妻子の手書き看護を受けなば、定めて本懐なるべく、或は豫期以上の結果を齎すことなきを保し難いと言ふこと、妊婦産婦の如きは、胎兒産兒の保護と愛情とを目的とし、尙刑は一身に止まる、胎兒にも産兒にも何等の罪科は無いと言ふこと、又老弱者は最早餘生が少ないからと、言ふ様な事情に基くものであると思ふ、妊婦産婦を除いては、期間に制限が無い、殊に老弱者の如きは終身にして、再び執行を受くべきものは無い、當所五ヶ年の状況を掲ぐれば。

身体障礙に因る刑の執行停止

大正九年	(重病者)	六
大正十年	(同)	九
大正十一年	(同)	六
大正十二年	(同)	二

行為の障碍………：行為の障碍も亦注意すべきものである、人たる以上は何人と雖、無爲不動なることは出来ない、意思ある以上はこれに基く何等かの、行為あるべきは理の當然である、若し何等の行為なきものとせば、行為の必要元より無し、何となれば善人製造の行刑は、其者の行為を改良すると言ふことが、一面を爲して居るからである、殺人や傷害を爲したが爲、受刑したものが行刑中四肢を失ひ、盲啞者と爲つたとせば、最早聞くこと可能にして意思ありと雖、行為の自由を殆んど失ひ、再び殺人や傷害を爲すこと不能である、之等は物質的に、行為を奪はれた者で、斯る者に行刑の必要があらうか、職業訓練や労働慣習の養成が出来るであらうか、寧ろ重大なる事由として、刑事訴訟法第五百四十六條に依り執行を停止するか、又は仮出獄せしむべきものと思ふ、但し身体障碍に因りて刑の執行を停止したる者は、未だ許

以上の様に三者を分離して考ふると、各々事情を異にするも、行刑より見るときは、其の一の障碍は常に執行其もの、障碍であつて、目的を失はしめ執行不能に至らしむるのである、故に考慮を要すべきであらう。

結

我等は行刑の目的を究理し、目的對象を確立して置いて、日常の職務に執掌することに依りて、初めて意義を存し使命を全うすることを得るのであると信ずる、夫れには………を知ることを要し、人を知ることに由りて、總てを解決し得べく人を忘るゝことに由りて、誤らるゝのであると思ふ。

終りに前來述べた處は、偶々事に際し感じたる一節を、理屈めかして並べたに過ぎない、果して何物の收穫ありしや、自らも亦之を知らず、寛恕せられんことを。

見學感想

△發電所機械工場などを觀て▽

江南生

高級練習生と共に實地見學に行く機は未だ開かないが春光野に滿つ省線電車に乗つて、……近來工場の組織や設備の進むに從ふて刑務所の作業にも影響され鉤丸をだいて甲から乙に運搬し又は乙から甲に運び戻したりした所謂『空役』の時代は一場の夢と去つて、今日の作業観念は第一行刑の目的に合ふた作業、第二は収益の多い作業、を選択して一方個人の作業訓練をなし一面國家の収益を増加したいが主眼である。そうなる工場組織に關する知識や設備の關係を考慮して概念を作り、その下に進んで行かねば目的達成は到底期しがたい、

矢口發電所

矢口の渡しで有名な東京府荏原郡矢口村にある鐵道省の矢口發電所を見に行く、全所はモンドレカバリー式瓦斯發電所で副産品として硫酸安母亞

を産するを以つて特長とする、明治四十五年の起工であると云ふ、瓦斯機關は獨逸のニウルンベルヒ製二基、英のリリヤール製二基計四基ある、二基だけ動いて二基はやすんでゐた、撫順炭を使用して居たが毎日五十噸も消費するとは驚いた、瓦斯機關………これが當所動力の基となつてゐる、粉末の石炭を瓦斯發生器に入れ燃焼すると同時に蒸氣と空氣とを送り、そこで瓦斯が出来、其瓦斯は水で洗らはれて、一先瓦斯タンクに貯藏せられ、瓦斯機關の汽笛の中で火になり爆發して、運動が起ると云つたのが私の見た素人觀察、そして瓦斯を作る作用として硫酸安母亞を産じ、その方でも利益を得やうとするので即ち石炭を直接に燃焼させず、一度瓦斯にすがたを換へ、動力に用ひる、經濟上の損益計算はどうであるか一寸問ふてはみたが明瞭なる答を得なかつた。

大井工場

東京府下荏原郡大井町鐵道省の電車を作る大工場である、機關車を作る作業を除き修繕等一切この工場である、敷地が凡そ九方坪あり一巡

するにも約二時間ばかり、固定資本として四百八十万圓、流動資本として百五十万圓、一ヶ年の生産額五百五十六万圓との話し。

工場の組織は上に工場長即ち長官があり、其下を本場現場に大別し本場を事務掛（庶務課、計算課、保健課）第一技術掛第二技術掛第三技術掛第四技術掛の五門に區分す、現場を職場、變電所、工場倉庫の三門とし其外購買支部、醫務所の二部がある、九万坪程を一區劃即天地として之れに六百万圓程の資本をおろし、一千六百人程の人が働いてゐる、その千六百人は以上部門に各分割從屬して、一人の工場長に統一せられて居る様は恰も吾人の神経系統が腦の中樞に統一せられてゐると同じである、職場には鍛冶、鑄造、副製品、鑄物、電気、旋盤、工具、仕上、木機、貨車、組立、縫工、整工、客車、等にしてドンジャンタの音が絶へ間ない、さうしたドンジャンタの音響は人の筋肉のみにてはとも出ない、出ても蚊の泣く位のもので、それには工場の『動力』がなければならぬ。

工場動力として電力、蒸氣力、壓縮空氣を使用してゐる、電力は大井町の變電所から受電し、交流動力線、職場内電燈線、電動發電機、空氣壓縮機用電動機、揚水電動

機等に分配してゐる、蒸氣力は鍛冶職場内蒸氣種を運轉するに用ゐる外雜用に使用し、汽罐はコルニツシュ及クマク式である、壓縮空氣は常用壓力一〇〇封一平方吋（七キログラム一平方吋）とし動力室に据付た二〇〇馬力電動空氣壓縮機で其屋外にある、二個の空氣溜に貯へ場内各所に配給し空氣錘、鋸縮器、空氣鑿、空氣起重器等に使用される。

賃金制度は先づ各人の技能勤績等を基とし、『最低賃金を支給する、而して凡ての仕事を受負とし本人の働き高に應じて支給する制になつてゐる、統計の上では平均一人の支給高最低賃金の一人五分位であるとの話し、最低賃金を定める必要は本人が疾病其他の事由により、一人前の仕事が出来ぬ場合に於ても支給するものにして、就業者の利益の爲め大變よいことと思はれた。

就業員の家、庭との關係を圓滿ならしめん爲、毎週一回新聞の様な判り易い、思想善導に關する印刷物を配付する、家族も工場の理解が出来良好な効果を擧げて居るとの話し、其他購買支部の設けがあり米鹽薪炭は安く手に入る、浴場もあり附近の家族まで入浴出来る、長屋の官舎も治療所もある、其他の福利事業もあり、全然一つの社會をなしてゐる、二時間位見たり聞いたたりしたまゝを。

### 練習志望者

の爲めに

香川 生

今年も刑務官普通練習所は開設される筈であるが期日も未定、入學資格も未定であるが、多分前年通り普通科實務科の問題を課して、答案を徴すること、なるであらう。その例に依るものと假定して、私は入學志望者に豫め注意を乞ひたい點を述べて置きたい。それは昨年の際に試験の答案を讀んだ私の直覺的感想である。

一 普通科目、實務科目の區別を解せざること

「大震災に就て感ずる所を記すべし」といふ問題は明に普通科試験問題と記載してあるに拘はらず、實務科の答案を選ぶ所なき答案を記した人が随分少からずあつた。實務科といへば刑務一般の法規又は法規に基き取扱ふべき準則並に之に關

する可否の意見を問題として課せられるのであるといふ事は誰でも解釋し得られる。左すれば此實務科に屬せざる問題とれが普通科であることは疑のない事である。それに漫然實務科に屬する答案を付するといふは其區別を知らぬの否を知らざれば輕卒であるといふの外はない。

二 試験官の要求する問題の骨子は何處に在るかを注意せざること

問題を熟讀して意味を取違へぬやうにするのが大切な受験の心得だが、其注意が足らぬ。既に普通科實務科の區別を輕卒に看過した人で問題の意味を取違へたものも少くなかつた。

普通科の問題となつた「大震災」は自分の實地遭遇したると見聞したるとを問はず又大震災は一昨年九月の震災に限つた譯でもない。併し大震災といへば誰でも一昨年の大災害が新なる記憶から浮び出るのは當然で無理のない又彼此と是非を申す事でないが、此問題は刑務官吏でなくとも誰でも答へ得るのである。それを刑務官吏としての立場から答へなければならぬものと誤解した結果

東京横濱等の刑務所の被害状況等を記載したるもの少からず刑務所の震火災は行刑法規に基て解釋しやうと試みたものと見え即ち普通科目たることに心付かぬのか

監獄法の天災事變の條項を援用して、在監者を解放したるときは云々と記載したるものが随分あつた。

解放の處置に批評を試み専斷な非難をしたものもあつた。

それから「大震火災に就て感ずる所を記すべし」此の感ずる所といふは災害の事實や損害の程度を問ふ趣意ではなかつた。有體に云へば此の大自然の災變から如何なる教訓を受けたかといふ各自の心裏に感得した點を聽きたいので、決して外部に形れた事實や被害でなく、其實や被害から觀察して何を悟つたか、未曾有の大變災が我等に求むる所は何であるか、我夢想だせざりし大變災が突發したのを觀て將來如何なる點に考慮し、劃策すべきかといふやうな點、反面から云へば過去の事實を見たま、書くのでなく、大震火災から觀察し思索した點が承りたいのであつた。或は問題を一讀しても其意味があるとは解せられぬといふ人があるかも知れぬが、感ずる所といへば、見えるものを見た聞えるものを聞いたでなく、心に感じ、肝に銘した所を記載するので、大震動や

し、切望する。此の答案は監獄法第二十四條を援引してはないが、其趣意が部分的に表示されて居るから、吾ならず採る事になつた。

實務科の問題の其二は「獨居拘禁と雜居拘禁と各其利害の存する點」此の問題の各の一字は獨居<sup>一</sup>禁と雜居<sup>二</sup>禁と兩方各の利害を答へねばならぬ。即ち獨居拘禁の利害、雜居拘禁の利害、これを別々に擧げて論述すべきであるが

一 孰れか一方の利害を記すれば他の一方は自ら判斷されるといふやうな答案が少くはなかつた。

二 前年練習所で教授された一節を丸寫しに記述したるものがあつた。一は獨居拘禁は何々の利益あり、雜居拘禁は其反對なりといふ風に記載したのであり、或は一方の利益を列擧して最後に他の一方には其反對に害ありとアツカリ片付けたのもあつた。二は前に述べた所と同様である。

それから答案に現はれた文字であるが、随分誤りが多い。漢字を知らぬので片假名で書いたのがある。又勝手に拵へた字引にも何にも見當らぬのがある。實務科の答

大火焰の凄しい狀況や形容を書いただけでは問題の趣旨に合致せぬ。答案として頗る物足らぬのである。此の趣意から云へば満足な答案は十指を屈するに過ぎなかつた。

實務科の問題の其一は「作業を課するに注意すべき要點如何」此の問題に就て着眼すべきは、監獄法第二十四條に例示された項目である。其項目以外にも斟酌すべきものがあれば、其點まで論究するのは勿論差支ないが大體此の第二十四條に示されたものが注意すべき要綱である。此の問題に對する答案の過半數は的を外れなかつたが

一 法規に據らず獨斷的な意見を記述したるもの

二 前年練習所で教授された一節を丸寫しに記述したるものがあつた。一は監獄法第二十四條の項目に據らぬので出題者の意思には合はぬ、それでも相當筋目立つた理由があれば宜しいが、法規を知らざる不明から獨得の場當りの想像を記述したので知らざるを知らずと答へるよりも愼なことである。二は其前年練習所で修習した先輩からノートを借りて讀み其原文を丸寫しにしたのではないか——私の穿ち過ぎた詮索かも知れぬが——併し先輩からノートを借りたとしても平素勉學向上の念ある人とし

案には比較的に誤字脱字等は少いが、普通科の答案は計へきれぬほど多かつた。

以上要するに問題の一字一句を輕々しく看過せず出題

者の意思を正しく判斷すると、誤字は勿論知らぬ文字は書かぬこと、漢字を知らぬからとて片假名で書くのは見戲に類したことである——學校の先生に訂正を乞ふ作文なら兎に角——右述べたやうな成績から觀て普通學の素養が乏しいといふことを強く感じた。それ故に普通學の修養を積みたいと望む。練習生たらずも其素養がなく日用の文字が解らぬでは職務にも差聞へる。満足に意思を表示することも出来ない、練習志望者ばかりではない練習所を卒業した諸君も、一般看守諸君にも其心得あらんことを切に御勧め致すのである。行刑法規の修養研究も必要であるが、それを修習するにつけてもそれに先つて普通學の智識を涵養することが必要で、若し普通學の素養がなければ法規の解釋も出來ぬ。又註釋しても説明しても領解し得られぬ。結局教授するも徒勞修習するも無効といふことに終る。冀くは刑務所長始め上級監督官に於ても此の點に思を凝らされんことを。

統計

大正十四年一月中入出所並月末在所人員 (△減)

受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	總計	入所		出所		現員	前月末日	前年同月	增減
					計	現員	計	現員				
受刑者	二,六三六	二,三五三	二,七四七	三,三三一	二,六三六	二,四四〇	△一九六	二,七三三	二,六三六	△四〇〇	△一九六	減
刑事被告人	二,六三三	三,三五三	二,七四七	三,三三一	二,六三三	二,四四六	△一八七	二,七三三	二,六三三	△一〇〇	△一〇〇	減
勞役場留置者	一元	一元	一元	一元	一元	一元	△	一元	一元	△	△	減
乳兒	一三	一三	一三	一三	一三	一三	△	一三	一三	△	△	減
總計	五,〇一三	五,〇一三	五,〇一三	五,〇一三	五,〇一三	四,七三三	△二八〇	五,〇一三	五,〇一三	△二八〇	△二八〇	減

備考 內朝鮮人受刑者男三五七人 刑事被告人男三二人 支那人受刑者男六二人、刑事被告人男九人、北米合衆國受刑者女一人、露西亞人受刑者男一人あり。

叙任

叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任	叙任
調ニ依リ本職ヲ免ス	任司法屬給四級俸	任刑局勤務ヲ命ス	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸	任看守長給十級俸
保健技師 齊藤知夫(千葉)	看守長 神本直助(市谷)	司法屬 湯澤 齊	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領	副島 勝 領
免本官專任通譯給三級俸 書記兼通譯 關 萬 藏(神戸)	免本官專任看守長給四級俸 裁判所書記兼看守長 武田 又 市(廣島)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮崎 德 安(宮城)	伊勢谷 常三郎(京都)	井上 榮 次(岡山)	江 澤 經 雅(德島)	西 原 幸 藏(鳥取)	中 島 新 吉(鹿兒島)	山 内 末 吉(鳥取)	前 川 德 太郎(市谷)	奥 村 輝(市谷)	仁 科 正 枝(鳥取)	渡 邊 市 作(青森)	伊 藤 菊 次	伊 藤 菊 次
免本職秋田刑務所勤務ヲ命ス	免本職和田刑務所勤務ヲ命ス	補小樽支所長	任看守長給月俸六三圓	小菅刑務所勤務ヲ命ス	任看守長給六級俸依願免本官看守長	依願免本官	任司法屬給七級俸	保健技師ニ任ス十級俸下賜	保健技師ニ任ス十級俸下賜	保健技師ニ任ス十級俸下賜	保健技師ニ任ス十級俸下賜	保健技師ニ任ス十級俸下賜
看守長 永井梅吉(札幌)	看守長 大澤成次郎(小菅)	看守長 是松角太(千葉)	司法屬 龍野道圓(行刑局)	依願免本官	依願免本官	依願免本官	依願免本官	依願免本官	依願免本官	依願免本官	依願免本官	依願免本官
豐島 好	三井 文 夫(巢鴨)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)	西村 順 八(銅路)

第五級俸免本職 殿原支所長看守長 香椎豐次郎  
京都刑務所勤務ヲ命ス 片岡支所長 荒木茂夫

補殿原支所長月俸七〇圓給與 看守 中村太郎彦(熊本)  
任看守長月俸五三圓給與 看守 野崎辰雄(京都)  
片岡支所勤務ヲ命ス

給六數俸市谷刑務所勤務ヲ命ス

### 法 令

法律第五號(大正十四年三月二十七日)

裁判所構成法中左ノ邊改正ス

第十四條中「五百圓」ヲ「千圓」ニ改ム

第七十一條ノ二中「司法省參事官」ヲ「司法書記官」ニ改ム

第七十七條 削除

第七十九條中「及七十七條」ヲ削ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ管轄ニ關スル從前ノ規定ヲ適用ス但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限りニ在ラス  
判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル司法省參事官ノ本法施行前ニ於ケ

ル在職ハ裁判所構成法第六十九條乃至第七十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト做ス

(參 照)

明治二十三年二月十日公布法律第六號裁判所構成法抄錄

第十四條 區裁判所ハ民事訴訟法ニ於テ左ノ事項ニ付裁判

權ヲ有ス但シ反訴ニ關シテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一 五百圓ヲ超過セザル金額又ハ價額五百圓ヲ超過セザ

ル物ニ係ル請求

第六十九條 五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事帝國大

學法科教授若クハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非サレ

ハ控訴院判事ニ補セララルコトヲ得ス

第七十一條 第六十九條 第七十條ニ揭ケタル年限ヲ算フ

ルニハ補職ノ時マテ各々其ノ條ニ列記シタル職務ノ一ノミニ

引續キ從事シタルコトヲ必要トセス

第七十七條 判事ハ退職シタルトキハ恩給法ニ依リ恩給ヲ

受ク

第七十九條 第二項

第七十六條及七十七條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

法律第六號(大正十四年三月二十七日)

明治四十一年法律第五十一號中左ノ邊改正ス

第二條中「重罪」ヲ「罪」ニ「關東都督府」ヲ「關東廳」ニ改ム

第三條中「關東都督府」ヲ「關東廳」ニ改ム

第四條 滿州ニ於ケル領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控訴又ハ抗

告(關東廳高等法院上告部ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク) 關東

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參 照)

明治四十一年三月三十日公布法律第五十一號間島ニ於ケル領

事官ノ裁判ニ關スル件抄錄

第一條 間島ニ駐在スル帝國領事官ノ豫審ヲ爲シタル死刑無期

又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ノ公判ハ朝鮮總督

府地方法院之ヲ管轄ス

第三條 前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ朝鮮ニ於ケル監獄ニ移送セ

ラルル監獄所在地ヲ管轄スル朝鮮總督府覆審法院ノ檢事ヲレ

テ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ覆審法院ニ爲サシムハシ

前項ノ申請及裁判ニ關シテハ刑事訴訟法第三十三條ノ規定ヲ

準用ス

第四條 間島ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控

訴又ハ抗告ハ朝鮮總督府覆審法院之ヲ管轄ス

法律第八號(大正十四年三月二十七日)

大正十年法律第二十五號中左ノ邊改正ス

第三條中「抗告」ノ下ニ「臺灣總督府高等法院上告部ノ權限ニ屬

スルモノヲ除ク」ヲ「臺灣總督府高等法院覆審部」ノ下ニ「南部

支那ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上告又ハ上告

棄却ノ決定ニ對スル抗告ハ臺灣總督府高等法院上告部」ヲ加フ

第五條中「第三十三條」ヲ「第十八條第一項及第二十三條」ニ改

附 則

法

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參 照)

明治四十一年四月四日公布第五十二號滿州ニ於ケル領事裁判ニ

關スル件抄錄

第二條 滿州ニ於ケル領事官ノ豫審ヲ爲シタル重罪ノ公判ハ關

東都督府地方法院之ヲ管轄ス

第四條 滿州ニ於ケル領事官ノ爲シタル裁判又前二條ニ依リ關

東都督府地方法院ノ爲シタル裁判ニ對スル上訴ハ終審トシテ

關東都督府高等法院之ヲ管轄ス

法律第七號(大正十四年三月二十七日)

明治四十四年法律第五十一號中左ノ邊改正ス

第一條中「死刑無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル」ヲ

削ル

第三條中「第三十三條」ヲ「第十八條第一項及第二十三條」ニ改ム

第四條中「抗告」ノ下ニ「朝鮮總督府高等法院ノ權限ニ屬スルモ

ノヲ除ク」ヲ「朝鮮總督府覆審法院」ノ下ニ「間島ニ駐在スル

帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上告又ハ上告棄却ノ決定ニ對

附 則

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參照)

大正十年三月三十日公布法律第二十五號南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル件抄錄

第三條 南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控訴及抗告ハ臺灣總督府高等法院覆審部之ヲ管轄ス

第五條 前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ移送スル場合ニ於テハ臺灣總督ハ臺灣總督府高等法院ノ檢察官ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ法院覆審部ニ爲サシムヘシ

前項ノ申請及裁判ニ關シテハ刑事訴訟法第三十三條ノ規定ヲ準用ス

司法省訓令第一號(大正十四年三月三十日)

刑務所 少年刑務所

傳染病豫防心得

- 第一條 刑務所ニ於テハ傳染病豫防法ニ依ル傳染病ノ豫防ニ關シ同法及施行規則並ニ本訓令ニ準據シテ遵算ナキコトヲ期スベシ
- 第二條 刑務所長ハ其ノ刑務所所在地ノ市町村長(市制第六條ノ市ニ於テハ區長)ト豫メ交渉ヲ遂ゲ所在地附近ニ傳染病發生ノ際ハ速ニ病名、發生場所、月日傳染經過等ノ通知ヲ受クヘシ
- 傳染病者ノ轉販又ハ終熄ノ場合亦同シ
- 第三條 刑務所内ニ傳染病發生シ又ハ其ノ所在地ニ傳染病ヲ行スルトキハ刑務所長ハ必要ニ應ジ豫防委員ヲ選任シ清潔、消毒等豫防ニ關スル事務ヲ掌ラシムヘシ

第四條 刑務所内ニ傳染病發生シ又ハ其ノ附近ノ地方ニ傳染病發生スルトキハ所長ハ必要ニ應ジ左ノ各款ノ全部又ハ一部ヲ施行スヘシ

- 一 收容者ノ健康診査ニ保衛者ノ檢索ヲ行フコト
- 二 保衛者ヲ一定期間隔離スルコト
- 三 通勤者ノ健康診査及同家族ノ健康調査ヲ行フコト
- 四 特ニ衛生ニ關スル講話又ハ文書ヲ以テ豫防ノ旨意ヲ貫徹セシムルコト
- 五 職員ノ運動又ハ其ノ他ノ者ノ出入ヲ一時制限又ハ停止スルコト
- 六 收容者ニ種痘又ハ豫防接種等ヲ施行スルコト
- 七 通勤者其ノ他ノ出入者ニハ可成種痘又ハ豫防接種等ヲ受ケシムルコト
- 八 病毒傳播ノ疑アル物件ノ出入又ハ使用ヲ禁止スルコト
- 九 鼠族又ハ昆蟲ノ驅除ヲ行フコト
- 一〇 居房工場等ノ便器、被服、臥具、所持品ノ全部又ハ一部ニ清潔及消毒方法ヲ行フコト
- 第五條 傳染病豫防方法ノ施行上收容者ノ一部又ハ全部ノ作業ヲ休止セシムル必要アリト認ムルトキハ速ニ請訓ヲ爲スヘシ
- 急速ヲ要スル時ハ適宜作業ノ休止ヲ命ジ速ニ追認ヲ請フヘシ
- 第六條 刑務所ノ所在地又ハ關係アル地方ニ傳染病發生シ又ハ流行ノ兆アルトキハ速ニ豫防方法ヲ施行シ其ノ狀況ヲ報告スヘシ
- 第七條 傳染病者又ハ疑似者ト同居シ又ハ隣接ノ居房ニ在リテ傳染ノ疑アル者ハ一定ノ期間隔離スヘシ
- 第八條 傳染病者ニ使用スル食器ハ認識ヲ容易ナラシムル爲ム印

ヲ附シ毎食後ノ消毒ヲ完全ニ施スヘシ  
食器ハ完全ニ消毒シタルモノト雖モ其ノ置場ヲ限定シ他ノ食器ト混同スルコトヲ得ス

第九條 傳染病者ニ使用スル被服、臥具ハ△印ヲ附シ完全ニ消毒シタル後ニ非ザレハ使用スルコトヲ得ス

第十條 傳染病者治癒シタルトキハ入浴セシメ病症ニ應ジ一定期間獨居ノ後ニ非ザレハ雜居セシムルコトヲ得ス

第十一條 傳染病者ニ使用スル浴場ハ健康者ノ浴場ト嚴重ニ區別スヘシ

第十二條 支所長ハ必要アル場合ニハ本規程ニ準ジ機宜ノ措置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ情ヲ具シ所長ニ報告スヘシ

大正十四年三月二十五日司法省刑務局長通牒

刑務所長 少年刑務所長宛

丙種受刑者中嚴重獨居者ニ對シ活動寫眞觀覽番音器使用并雜誌「人」ヲ看讀セシムル範圍ノ件通牒

首題ニ關シテハ大正十一年行甲第一六三九號同第一二二六三號及大正十三年全第二八二號ヲ以テ及通牒置候處最近嚴重獨居中ノ者ニ對シテ之ヲ試ミタルニ未ダ實施日淺ク具體的ニ著明ナル成果ノ認ムルニ至ラズナキモ其感想等又ハ信實ノ一端ニ於テ感謝ト喜悅トニ滿チタル意思ヲ以テ將來ニ對スル多クノ期待ヲ爲シ居ルコトヲ窺知シ得ヘク其觀覽又ハ聽聞中ハ恍惚トシテ無我ノ境ニ彷徨シ居ルカ如キ心境ニ在リ勝クモ兇惡邪惡ノ念ノ存スルモノナキ點ハ改善ノ第一歩ヲ踏出シタルモノト認メ得ヘク將來之レカ繼續施行

ヲ爲スニ於テハ長年月間ニハ徐々ニ兇惡性ヲ減却シ改善ノ緒ニ就キ所期ノ効果ヲ舉ゲ得ヘキコトト思料候條左記各事項留意ノ上施行相成差支無之候

左記

- 一 活動寫眞ヲ觀覽セシムルニ際シ獨居者ヲ一堂ニ集合セシムルハ戒護上聊カ危險ノ念ナキニアラサルヲ以テ特別設備アル刑務所ニ於テハ之ヲ觀覽セシムルコト
- 二 番音器使用ハ可成在房ノ儘聽聞セシムルコト
- 三 嚴重獨居者中短期刑者(六月以下)又ハ余罪審理中ニアルモノノ如キハ本通牒ヲ適用セス
- 四 丙種受刑者 外ハ戒護上ノ必要ニ依ル嚴重獨居者ニ對シテモ施行スルコトヲ得
- 五 受刑後六月以上ヲ經過セル嚴重獨居者ニハ雜誌「人」ヲ看讀セシムルコトヲ得

東 西 南 北

今期議會へ刑餘者の差別待遇撤廢に關する建議案、法律案提出

釋放者の法規上の差別待遇の撤廢は既に年度議會に建

議されたが、今期議會に於ては「刑餘者に對する法令の差別待遇撤廢に關する建議案」及び「刑餘者の資格に關する法律案」が衆議院に提出され、双方とも閉期中に上程の運びとなり前者は提出者原夫次郎氏によりて説明され、後者は提出者橋田代氏によりて趣旨を説明せられ、共に直ちに委員付託となつた。然るに會期迫り兩院を通過し得ざりしはお互に甚だ遺憾とする處である。建議案文並に法律案文は左の如し。尙案の説明を官報より登載す。

### 刑餘者ニ對スル法令ノ差別待遇撤廢ニ

#### 關スル建議案

刑餘者ヲ保護善導シテ之ヲ良民ニ復歸セシムメテ累犯ヲ防遏スルハ正義人道ノ要求ニシテ之ヲ刑事政策ノ上ヨリ見ルモ將又社會政策ノ上ヨリ見ルモ洵ニ國家ノ緊要事ナリトス 現今世相ニ鑑ミルニ刑餘者ニシテ改悛シタル者ノ再ビ罪ヲ犯スルニ至ルノ經路ハ社會ノ排斥ト適當ノ職ヲ得ル能ハザルガ爲メ發生ノ途ニ窮シバムヲ得サルノ極此ニ至ル者最多シ刑餘者ノ保護善導ノ要ハ社會ノ排斥ヲ緩和スルト同時ニ適當ナル職業ヲ得セシムルニアリ 然ルニ現行法令中刑餘者ニ對シ前述ノ趣旨ニ反スル差別待遇ニ關スル法律規則ノ撤廢ヲ爲シ時世ノ進運ニ適應セシムルハ國家トシテ最緊要ノ事柄ナリ政府ハ速ニ此點ニ關スル法律規則ヲ撤廢セラレムコトヲ望ム

右建議案

### 右建議案に對する原夫次郎氏の提出理

由の説明は左の如し

只今提案に相成つたる刑餘者は、目下全國で約百五十萬人になつてゐるのであります。此刑餘者を保護善導して、之を良民に復讞せしめて以て累犯を防遏することは、是は洵に正義人道の要求でございます。又刑事政策の上から見ても、洵に國家の緊急な事務に屬することと思ひます。現今の世態に鑑みずるに刑餘者にして改悛したる者が再び罪を犯すに至り来ない爲め、概ね社會の排斥と適當の職業を得ることが出来ぬが、或は自暴自棄に陥り或は生活難の爲めに止むを得ざるの極此に至る者が最も多いのであります。此種の再犯は是は全く社會共同の責任でありまして、此種の犯罪を未發に防ぐことは、個人に取つても將又社會に取つても極めて重大なる事柄に屬するのであります。

隨つて刑餘者の保護善導の要は社會の排斥を緩和すると同時に適當なる職業を得せしめて以て是等の社會的再犯條件の除却若くは制限を目的とする所の社會政策の遂行に在りて考へるのであります。

然に現行法中には刑餘者に對して前述の趣旨に反する差別的待遇の規定が實に少くないのであります。是は即ち我が國家及社會の爲めに取らざる所でありまして、又刑事政策の上から並に社會政策の見地から申しましても、此刑餘者に對する所の差別的待遇に對する法律規則を適當に按排改廢を致して、以て時勢の進運に適應せしむるといふことは國家と致しても最も緊急の事柄たるを認むるのであります。仍て政府は速に此點に關する法律規則を改

廢せられんことを望むのであります。是が本案提出の理由であります。

### 刑餘者ノ資格ニ關スル法律案

第一條 左ニ掲クル者ハ人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ將來ニ向テ刑ノ言渡ヲ受ケサリシモノト看做ス

一 執行又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ其ノ執行ノ免除ヲ受ケ又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ其ノ執行ヲ終ヘ又ハ執行ノ免除ヲ受ケタルトキヨリ十年ヲ經過シタル者

二 六年未満ノ懲役若ハ禁錮、罰金、拘留、科料ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終ヘ又ハ執行ノ免除ヲ受ケタル者

第二條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其ノ猶豫期間中刑ノ執行ヲ終ヘタル者ト看做ス  
前項ノ場合ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ其ノ取消サレタルトキ刑ノ言渡アリタルモノト看做ス

#### 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
他ノ法令ニ於テ罪ヲ犯シタルノ故ヲ以テ一定ノ期間人ノ資格ニ制限ヲ爲シタルモノハ本法施行後ト雖仍其ノ効力ヲ有ス

### 橋田代氏の本案提出の趣旨の説明

只今上程されて居ります法律案の提出の理由を極く簡単に申述べて見たいと思ひます。刑罰の目的は御承知の通り一般豫防と

致しましては勸善懲惡であります。特別豫防としては改過遷善でありまして、既に刑罰に處せられまして改過遷善の實が擧りましても、尙更に其以上に懲戒をすると云ふ必要はないのであります。是が即ち刑罰を行ふ處の其目的の大体であります。古語に曰く「之を導くに、政を以てし、之を肅しするに、刑を以てす」に換へて「之を導くに、徳を以てし、之を肅しするに、刑を以てす」ならば、是が即ち刑事政策の根本義であると思ひます。此意味に於きまして既に刑罰に關れた者でありましても、其改善の實が擧りましたならば、其人の資格といふものを即時之を回復するといふのが即ち刑事政策の今日の要求であります。けれども總ての此刑餘者に對して直に其資格を回復するといふことは、是は尙ほ、尙早の感がありますから漸進的に先以て重罪を犯したる者に對しては、其改心致しました後相當の期間其資格に、制限を附して其他の者に對しては即時に此資格を回復せしむるといふことが、即ち刑事政策上の緊要なる事であると信ずるのであります。故に今日存在してゐます所の各種法律に對して其資格が制限されて居りますが、之を只今申し上げました趣旨に於きまして改正を加へんとするものが即ち本案提出の趣旨であります。何卒滿場の御賛成を願ひたいのであります。

### 松山刑務所改築工事落成式

#### 概況

大正六年より着手したる松山刑務所の改築工事は茲に

漸く竣成し、三月二十九日午前十時より所内教誨堂に於て落成式が舉行された。式の次第は先づ松本所長式辭を述べ、工事主任工事報告を朗讀し、亞て司法大臣祝辭(芥川衛生官代讀)愛媛縣知事、松山地方裁判所檢事正、屋山熊本刑務所長、松山市長、西原松山辯護士會長、愛媛保護會長、慈照會々長の各祝辭朗讀ありて後、各祝電を朗讀して式を閉づ、當日の來賓は、芥川衛生官、松山地方裁判所長、同檢事正、判檢事全部、愛媛縣知事代理警察部長、屋山熊本刑務所長、赤城高松刑務所長、松山市長、歩兵第二十二聯隊長、松山聯隊區司令官、松山憲兵分隊長、松山高商學校長、松山高商商業學校長、松山市及温泉郡選出の縣會議員、松山市會議長、管下各保護會役員地方有力者並に實業家及工事に關係ありし者等二百三十余名であつた。式後來賓者一同に監房工場の一部を觀覽せしめ、正午十二時より廳舍事務室に於て(祝賀會場は別に天幕張の大會場を設けありたるも降雨の爲め臨時變更の止むなきに至つた)祝賀會を催し、主客和氣霧々の裡に午後二時頃解散した。(松山刑務所報告)

### 金澤刑務所の遷佛式

金澤刑務所の教誨堂の修理竣工し、三月十五日受刑者一同を教誨堂に集め、所長告示、勳行、表白文朗讀、所

長以下各主任及受刑者總代焼香賞表授與教誨の順序に壯嚴なる入佛式が執行された。

### 會報

#### 寄附金

金澤刑務所長河邊湛然氏夫人一二三子女史永眠せられたるが、三月十五日忌日に當り香奠の返禮に代へ多額の金圓を本會に寄附せられたり。茲に御芳志を感謝す。

#### 資金募人を感謝す

本會は事業發達に資する爲め、資金募集中であるが有志の御賛同によりて漸次にその目的を達しつゝあるは會員諸氏と共に喜ぶところである。寄附者の芳名は御寄附の都度本誌上に掲載してゐるが、其後寄附を受けた方々の芳名は左記の通りである。本會は其芳志を感謝し本来の旨趣に副はんことを期すと共に、募集に盡力されたる會員諸氏の勞を多とする。寄附者中名譽會員又は賛助會員に推薦した方は芳名の下に其の旨附記して置く。

#### 岡山刑務所

一、金壹百圓(前に五十圓寄附を受けた)

金光 攝 嵐殿(賛助會員)

因みに前記の外に未だ寄附金の御送附は受けないけれども寄附を申し出られた方は數名あり。

#### 會員の表彰

柏知一氏外二名は在職十年以上にして在職中に死亡されたるを以て會則第八條第三號に依り二十三圓以上五十圓以下を、又箕井清作氏外三名は在職三年以上にして在職中に死亡されたるを以て同條第四號に依り十二圓以上二十一圓以下を夫れ遺族に贈りて功勞を表彰した。又壬生積治氏外二百九十六名は在職十年以上にして退職されたるを以て同條第五號に依りて五圓以上十五圓以下を夫々贈呈して在職中の功勞を表彰した。

#### 名譽會員推薦

退官された左記十三名の諸氏は在職中本會支部長として功勞尠なからさりしを以て名譽會員に推薦した。

柏木幸平 逸見祐之助 大野 四郎五郎  
岡村英吉 阿合 菅 佐瀬庄三郎

#### 盛岡刑務所

- 一、金貳百圓 三田 義 正殿(賛助會員)
- 一、金壹百圓 歳 弘 松 人殿(同)
- 一、金七十圓 小口 重太郎殿
- 一、金五十圓 稻荷場 彌八殿
- 一、金三十圓 内山 仁 助殿
- 一、金三十圓 赤澤 又 吉殿
- 一、金三十圓 山田 欽 治殿
- 一、金二十五圓 松川 昌 藏殿
- 一、金二十五圓 佐藤 德 藏殿
- 一、金二十五圓 人見 鐵 太郎殿
- 一、金二十圓 平野 久 兵衛殿
- 一、金二十圓 吉田 政 之助殿
- 一、金二十圓 田 鎖 知 二殿
- 一、金二十圓 三 神 禮 助殿
- 一、金十五圓 内 田 勝 己殿
- 一、金十圓 龜 島 重 治殿
- 一、金十圓 廣 島 文 雄殿
- 一、金十圓 橋 本 深 造殿
- 一、金五圓 小野 寺 三 雄殿

#### 豊多摩刑務所

- 一、金五百圓 藤 山 雷 太殿(名譽會員)
- 一、金貳百五十圓 杉原 榮 三郎殿(賛助會員)
- 一、金貳百五十圓 山 科 禮 藏殿(同)
- 一、金壹百圓 日本火葬製造株式會社殿

黒田 瀧太郎 松隈 房吉 中村 時夫  
 島田 鎌太郎 伊藤 孝之 岡 辰 造  
 住 江 敬義

### 教化用書籍の發送に就て

左記教化用書籍は本會教化資料調査會で審査して、行刑局の檢閲許可を得たので三月末各刑務所へ配付した。年度末にて審査の時間も少く且つ發送に充てた日時も僅少で誤送不足等を生じ御手数をかけたことを謝す。尙選定された書目は左記の通で部数は約一萬七千冊實際各所へ發送するにあつては存外手数を要した。

神谷辰三郎 小さい進化論  
 前田 晃 銀の翼  
 福島政雄 教育の理想と生命  
 國鹽達太 メートル法  
 高橋吉太郎 メートル法早わかり  
 實業日本社 實業訓と人生訓  
 建部 遜 吾 癸亥詔衍義  
 文章講習學會 青年文書講習録  
 中原辰二 自動車の智識  
 宮里良保 自動車ハンドブック  
 三省堂編 常用漢字の字引  
 安 藤 博 無線電話の話

八波 則吉 教育に安住して  
 關口定伸 日本電氣學常識  
 服部宇之吉 詳解漢字大字典  
 戸板 關子 戸板裁縫全書  
 喜多見 さき子 裁縫の巻  
 富士川 游 地獄問答  
 加藤三郎 自動車王物語  
 有馬四郎助 活くる道  
 馬場 綠郎 西郷公手抄百志錄  
 目黒野鳥 乃 木  
 徳富猪一郎 國民小調  
 (少年少女叢書)

人の行く道 格言ものがたり  
 偉人の生涯 算術の智識  
 瓦斯の魔力 世界の氣候  
 飛行機の話 空中動物園  
 發明家と發見家 植物の世界  
 昆虫の世界 火と空氣  
 國語の智識 地震の智識  
 蒸氣の偉力 星の世界  
 南半球めぐり 無線電話無線電信  
 理科學實驗 北半球めぐり  
 鐵と石油

### 茶話會

三月十四日午後一時より恒例により本會に於て茶話會を開催した。東京放送局技師長北村政次郎氏に「無線電話に就いて」講演を御願ひした。尙餘興として伊藤桃水氏の「横田千之助立志傳、出世の大杯」の講談もありて愉快なる會合であつた。

### 事務室便り

松岡書記死去後久しく後任缺除してゐたが、赤田眞了君の就任を見た。

### 審査済となれるレコード

今回本會教化資料調査會にて審査し行刑局より各刑務所へ通牒されたるレコード種目左の如し

番 號	曲 目	演 奏 者	製 作 所
6153-A, B	Gypsy Airs No. 1, 2 ジプシー エアーズ	Jascha Heifetz ヤスケイ ハイフェッツ	Victor
6154 A	Spanish Dance スペインダンス	Jascha Heifetz ヤスケイ ハイフェッツ	"
6154-B	Introduction and Tarentelle イントロダクションとタランテール	"	"
18112-A	William Tell Overture "The Calm" ウィリアムテル序曲 "The Calm" 静寂	Victor Concert Orchestra ヴィクターコンサートオーケストラ	"
18012-B	"	"	"
6369-A	Légende レジェンド	Zimbalist ジムバリスト	"
" - E	(1) Sicilienne, (2) Minuet シチリアーナ ミヌエツト	"	"



## 岩村辻両書記官の歸朝と、 泉二行刑局長、岡部書記官 の洋行

各國行刑制度の視察及び英京倫敦で開かれたる萬國行務會議委員會に出席の爲め昨年五月二日海外渡航の途に着かれたる司法書記官辻敬助氏は米、英、和蘭、獨逸、佛蘭西、白耳義、伊太利、埃太利、瑞西を巡遊して去る三月三十一日司法書記官岩村通世氏と共に無事歸朝せられた。記者が辻氏を訪問したるところ各國行刑施設に關して左記の如く語られた。

アメリカは各州に立法權を有するが故に、行刑制度も亦各州區々である。従て一概に之を評するとは出来ぬ、或は非常に遅れてゐるところもあり又非常に進歩してゐるところもある。然し新興國であるだけに各方面に於て學ぶところ多かつた。殊に紐育州、イリノイズ州、カリフォルニア州の刑務所はその設備に於ても經營の實際に於ても大いに参考とすべきものがあつた。

英國は由來保守的な國として知られてゐるが、近時行刑施設の改善に付ては輿論の許す限り積極的な態度を取る様になつた。就中教育的施設の方面に於て頻りと手を染めてゐる。尙英國の行刑制度に付きて特に他と異つてゐるところは民間有志者が刑務事業に非常な同情と好意とを有し、刑務事業の發展の爲めに尠なからざる功績をしてゐることである。

獨逸は大戦の影響を受けて国力未だ回復するに至らず、従て行刑上の新しき施設も見らるべきものはない、然し流石に立法方面に於ては社會政策刑事政策的立法をやつて居るので行刑關係に於ても一九二三年新に刑務所條例を發布し官制の上に於て一九二三年に中級監督機關として獨立の刑罰執行官廳を各控訴院所在地に置く事など著々新陣容を整へてゐる。云々

第九回國際刑務本會議は本年八月四日より英京倫敦に開催さるゝので、我輩よりは泉二行刑局長が出席の爲め五月二日横濱港解纜の船にて出航さるゝことに決定した。

司法書記官岡部常氏は局長に隨伴して海外の視察をさるゝと、尙ほ兩氏とも本年十二月廿日頃歸朝さるゝ豫定

である。

第九回國際刑務會議出席資格並に條件につき這度別項記載の通り右會議刑務委員會(Commission Penitentiaire Internationale)委員長イー、ラツグルス・ブライス氏(前英國刑務協會々長)より本協會宛案内があつた。

第九回國際刑務會議(The IXieme Congrès Penitentiaire International)は一九二五年八月上旬倫敦サウス・ケンシントン(ハイドパーク傍)の帝國會館に於て開催せらる可く既定の處、愈々前夜歡迎會に次ぎ八月四日(火曜日)午前開會と、決定せられた。

右會議に列席することを許さるゝものは左の如し

A、各國政府の派遣したる政府委員

B、國會、參事院又は之に等しき團體の議員

C、佛國學士院及び各國學士院會員

D、各大學及び單科大學教授、教授補、助教、教授適格者、及び講師

E、司法、内務、外務各省高官

F、刑務高官

G、高等法院及び裁判所の裁判官

H、正規に辯護士組合に登録したる辯護士

I、刑務協會委員及び免内保護協會會員

J、該會議の準備に携はれる委員會會員

K、刑法及び刑務に關し其科學上の功勞を認められたる人々

L、該目的の爲に國際刑務委員會の招待したる人々

該會議の準備委員は特別任務として該國際聯合を組織すべき國際刑務委員會委員に依つて構成せられる。

該會議は該會議の綱領に従つて處理さる可き問題の性質に依つて三部に分たれる。即ち第一部刑務立法、第二部刑務行政、第三部犯罪防止之れである。各部内に於ける議論に備ふる爲に之等の問題に關する報告は國際刑務委員會の選定したる人々に委託されて居る。

之等の豫備の事業は豫金をなしたる總ての賛成者に對し該會議開催前に出來得る限り早く通知されるであらう。又同様該會議開催後に於ける模様は直に報道される筈である。因に豫金は一磅と決定されて居る。

該會議に際し公用語は慣例に依り佛蘭西語を用ゆる事になつて居るが尙更に英語獨逸語も其使用を許可されるであらう。要求に依り該會議に於ける演説は場合に從ひ簡略に佛蘭西語或は英語に翻譯されるであらう。

該會議の閉會は八月十日頃と豫定されて居る。

該會議に賛意を表せんと欲する者は次の條項を了解して紙幣にて或は小切手に依り或は郵便爲替に依つて豫金一磅を添へ會館内務省内地方委員會幹事エー・ジェー・ウォール氏宛通信書を送せられたい。



## ◆責任観◆

大聖ソクラテスは死刑の宣告を受けて従容死に就かんとする判那にクリトーンに告げて「クリトーンよ余はアスクレーピオスから鶏を借りて居る、此の負債を返済することを忘れてはならぬ、此の一事を頼む一これが臨終の遺言であつた、此の遺言は絶大の責任観から出たものである、此の些細な負債を辨償せねば濟まぬ、未來の世に負債を待越すのは人の務を果さぬのであるといふ信念其責任観から出た遺言を聞いて、誰か襟を正さずに居られやうか。

世には他人から金銭を借りて返済せず、祖先から譲受けた家屋田畑を賣拂つて祖先に負債を重ね、妻子眷族を苦めて債務を負ひ、永久に償還することをせず、甚しきは酒色の料に蕩盡して無一物の上にも負債を重ねる人がある。右を視ても左を見ても債務だらけ、多くの人に迷

惑をかけ世の中に害毒を流して醉生夢死の一生を終るのは何と云ふ悔はしき事であらう。假りに此種の人は例外として廣い世の中を見渡すのに、人の長となつて下を率ゆる地位に在る人、多くの人から崇められる人、此等の人々の半面にも随分何の益にもならぬ横暴な振舞亂倫な行爲がある。これは皆負債でなくて何であらう。陽に公益を標榜して陰に私利を圖るのが何の誇となるか幾千の價值があるか、深更夢醒めて、其一日を顧みるとき慚愧の念にたへぬであらう。今日は何の債務をも負はなかつたと心に言明し得る人が幾人あるか、崇高なるソクラテスの遺言に鑑みて、社會に對する責任一家一身に對する責任を感じる人、なくてはならぬ人が、有れば有るほど國家の榮譽である。縦令給俸は寡くとも、衣食は薄くとも其日々の仕事を了へて債務を負はず、一家團樂謝恩の生活を遂げたいものである。蓋し其の根底は各自の責任観から萌すのである。

## ◆底の無い釣瓶◆

或る商店の主人が新たに丁稚や小僧を雇入れた時、いつも教へた貯金の秘訣話である。

主人は、その小僧に水桶に水を汲み入れることを命じた。小僧は命ぜられた通り、一生懸命に水を汲み入れた

## ◆紋の話し◆

吾々の禮服たる羽織には、それぞれ家の名をあらはすべき紋がある。例へば渡邊家は桔梗の紋、中村家は葛の紋といふが如くに、一定の紋所を用ふる。これは家名を重んずる我が國風であつて、昔は武士は戰場に出づるにも旗を立て、その紋所を旗じるしとした。負けても勝つても、卑怯の振舞をして家名を汚さざらんとする用意である。洋服に紋がなくて、日本服に紋のある所以も考へてみれば中々興味がある。

古い俳句に

古き世を紋に問はるゝ幟かな

五月の幟にも紋がある。それを見れば、その家の祖先もわかり、由緒ある家なればそれも想像さるゝのである。

菅原遺蹟、歌に

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かしてしがな

とある。家の風即ち家風である。家風をふかせ家名をあげることは古來日本國民の高い徳義の一であつた。これが發展して國風となつた。國體とは平たくいへば、この國ぶりの義に外ならない。家を愛するはやがて國を愛することとなるのである。

家

庭

欄

が、朝から晩までかいつても水は溜らなかつた。それもその筈、水桶には底がなかつたのである。その翌日、又同じ様に水汲みを命じたが、今度は水桶には底がある代りに、釣瓶に底が無かつた。小僧はへんだなアとは思つたが、命ぜられた通り、又一生懸命に水を汲み入れた。ところが今度は不思議にも水が溜る。正午過ぎにはすでに桶の四分の一の水が溜つた。釣瓶は底無しであるが、水の滴りが少しづつ溜るのであつた。

その晩主人は小僧をよんで

「どうだ、分つたか」

といつて、さて懇々と汲み込む釣瓶に底が無くとも溜める水桶にさへ底があれば、水はたまる。少しの滴りがたまるのでも塵積つて山をなすの譬へ、遂には水桶をも満たされる。之に反し、いくら釣瓶一杯に汲み入れても水桶に底がなくては一滴の水もたまらぬ。貯金をするのも之と同じで、取る工夫よりも貯へる工夫が先きだ。お前は心の水桶に底をしなくてはならぬ。特に商人はわづかの利を奪ふもの故、一層この心掛が肝要だと説いて聞かせた。

底無し釣瓶と底無し桶、これは面白い貯金の比喩である。私の父は私の少年時代によくこの話をして聞かしたこれは貯金の原理であり、家計の取り方の原則である。

家名汚損は犯罪虐待逃亡など同じやうに、現行の法律は離縁の原因として、之を法律上規定してある。家紋の重んずべき一証左である。

### 指と拳

指一本で押すのでは、煎餅をくだくに過ぎない。瓦一枚はとても砕けぬ。然るに五本の指をあつめて、之を握りしめる時はつよい力を生じ、瓦はおろか板塀位はぶち抜くことが出来やう。人ひとりの力は弱いが、集團となれば強力を生ずることは、いろいろの工事や作業で吾々の日常目撃するところである。

合同は力である。

故によく合同するものは榮え、然らざるものは衰へる。

家でもその如く、親子夫婦よく和し、よく働く家は必ず榮えるが、然らざる家は必らず衰へる。

矢を折らせて、子供達を教へさとした毛利元就はさすがに一世の雄であつた。

### 何のために教育する

何のために子供を教育する。(學校へ入れる)と云ふ問を發した時、大概父兄たちは「そりや判つてるぢやあ

りませんか、エライ人物にしたいからです」と答へるだらう。しかし「ぢやエライ人物つてどんな人物です」と再問すると、答は頗る平凡になつて「金持」とか「大匠」とか「大將」とかに落ちつくものである。

無論「大臣」や「大將」はエライ人物には相違なからうが「大臣」や「大將」になるやうに教育すると考へることは明かに觀念の錯謬である。即ち子供を大學へ入れるのは「學士にして三井の社員にするためだ」とか「役人にして高等官三等一級まで上すためだ」とかと正直に考へるやうぢや、子供こそ迷惑である。教育の目的は第一義的に、但性の完全なる發達人格の完成にあるのである。決して職業を得るための階段ではない。職業を得ることは社會生活上の一手段に過ぎないのだから、しかし断つておくが、教育の目的たる但性の完全なる發達——

人格の完成が成功されば、社會は彼に對して立派な地位を與へる。そこに始めて大臣も大將も形をなして來るだから大臣とか大將とかは第二段である。尤もかうした考へを抱かせるやうになつたのは明治時代の教育方針の弊害であるから無理もないが、かうした間違つた考へを子供にまで抱かせることは確かに考物だと思ふ。

### フランスの婦人の選舉權を有せざる所以

世界のいづれの國に於てもフランスに於ける如く女が政治上には又た生活上に重大な役割を演じた國はないのである。しかも女の影響の下に多くの驚くべき政治上の出来事の起つたフランスは、未だ女に政治上の資格を與へてゐないのである。フランスの女は自治體の選舉にも投票することはできないのである。彼等は市會に席を占むることはできないのである。陪審官となることもできないのである。數年前までは彼等は結婚式の證人となることもできなかったのである。今日に在つてかゝる不思議な事體は何故であらう?

之に對しては只一つの答がある。それはフランスの女の世界が斯くありたいと望んでゐるからである。而してフランスの女がそう望んでゐる限りいつまでもかくあるのであらうからであると思ふ。

新聞記者時代に私は社會上の位地から云ても人物能から言つても眞にフランス婦人の代表者たる女に此事に關

して五度質問する機會を得た。而して五度とも婦人の選舉權について同じ答を得たのである。其答の内には私は投票に對する侮蔑嫌忌以外に何物をも見出さなかつたのである。

一番初めは私はエンプレュ・ユーズ・ユー(ナポレオン三世の后)に尋ねた。「陛下には政治に參與することを凡ての婦人の義務と御考になりますか」「否」と彼女は呼んだ。答は直截で鋭いものであつた。「政治は殘忍です、それは女に對しては涙と苦痛さより以外に何物をももたらしません」。

二番目に質問を掛けたのはポアンカレ夫人で、恰度ポアンカレの大統領職の期限終了する六ヶ月前であつた。

「夫人よ、ポアンカレ氏が更に再次の七年間共和国の總統に選ばれたならば、貴方はどう御考へになりますか?」「私は直ちに離婚を請求します。私はたと政治が變ひです」。答は簡單であつた。

「然し」と私はつゝこんだ。「然し、此の官邸に住まはるゝ方々は女權主義者で婦人選舉權に賛成せらるゝことと思ひますが、夫人は直ぐ言ひ返した。此の家に女權論者が只一人あります。ナポレオンです、私ではありません」。

數ヶ月経つて私はミラン夫人と此事について議論を取はず續



明治二十七年二月二十六日(第三種郵便物認可)  
大正十四年六月一日發行